

令和5年4月25日

安曇野市教育委員会

令和5年4月定例会

会議案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部学校教育課
令和 5 年 4 月 25 日提出	(課長)藤澤 一渡 (担当係長)高橋 満

タイトル	安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
決定を要する事項の内容	安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年安曇野市教育委員会規則第 3 号）の改正の可否
要旨	会計年度職員の処遇改善のため、人事院規則及び市長部局に準じ、休暇等を整理するもの。
説明	1 改正趣旨 (1) 人事院規則の一部改正の内容を踏まえ、次の改正を行うもの。 ア 不妊治療に係る通院のための休暇の新設するもの（別表第 1 (9)）。 イ 産前産後の休暇を従前の無給から有給の休暇とするもの（同 (10) (11)）。 ウ 配偶者出産・育児参加のための休暇の新設（同 (12) (13)） (2) 市長部局との協議に基づき、会計年度任用職員の夏季休暇を国の基準（3 日）に上乘せし、4 日とするもの（別表第 1 (8)）。 (3) その他字句体裁を整理するもの。 2 市長部局の対応等 (1) 不妊治療休暇等…市長部局対応済。 (2) 夏季休暇の上乗せ…本年の夏季休暇から適用。 (以 上)

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市教委規則第 号

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年安曇野市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「第 8 号」の次に「、第 9 号、第12号及び第13号」を加える。

第14条の見出し中「、休日の」を「及び休日の」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第10条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合において、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合において、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合において、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外には	7 日の範囲内の期間

それらの確保を行うことができない場合	
(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(6) 会計年度任用職員の親族（教育委員会の定める親族に限る。）が死亡した場合において、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	教育委員会の定める期間
(7) 会計年度任用職員が結婚する場合において、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	教育委員会が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(8) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における教育委員会の定める日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間
(9) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において10日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間
(10) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内	出産の日までの申し出た

に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	期間
(11) 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(12) 会計年度任用職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間
(13) 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第5条の2第1項に規定する子に含まれるものとされる者を含む。別表第2第3号ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間
(14) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間

別表第 2（第10条関係）

事由	期間
(1) 生後 1 年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、当該子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 27条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第 1 号に規定する養育里親である者（同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(2) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育委員会の定め	一の年度において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間

る当該子の世話をを行うことをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(3) 次に掲げる者(ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。) で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号から第5号までにおいて「要介護者」という。) の介護その他の教育委員会の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育委員会の定めるものの	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間)の範囲内の期間
(4) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、教育委員会が、教育委員会の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認められる場合	指定期間内において必要と認められる期間
(5) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護	当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45

者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間
(6) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(7) 女子の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(9) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前3号に掲げる場合を除く。)	一の年度において教育委員会の定める期間
(10) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合において、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(11) 妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条	教育委員会の定める時間

第 1 項に規定する健康診査を受ける場合	
(12) 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	教育委員会の定める時間

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年安曇野市教育委員会規則第３号）

改正後	改正前																
(特別休暇) 第10条 会計年度任用職員に別表第１の事由欄に掲げる事由がある場合（同表第８号、<u>第９号、第12号及び第13号</u>）に掲げる場合にあつては、教育委員会の定める会計年度任用職員に限る。）には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 ２ (略) (休憩時間、休日<u>及び休日</u>の代休日) 第14条 (略)	(特別休暇) 第10条 会計年度任用職員に別表第１の事由欄に掲げる事由がある場合（同表第８号に掲げる場合にあつては、教育委員会の定める会計年度任用職員に限る。）には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 ２ (略) (休憩時間、休日、<u>休日</u>の代休日) 第14条 (略)																
別表第１（第10条関係）	別表第１（第10条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(１) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する<u>場合において</u>、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td><td>必要と認められる期間</td></tr> <tr> <td>(２) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する<u>場合において</u>、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td><td>必要と認められる期間</td></tr> <tr> <td>(３) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する<u>場合において</u>、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している<u>場合</u></td><td>7日の範囲内の期間</td></tr> </tbody> </table>	事由	期間	(１) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する <u>場合において</u> 、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(２) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する <u>場合において</u> 、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(３) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する <u>場合において</u> 、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している <u>場合</u>	7日の範囲内の期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(１) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する<u>場合で</u>、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td><td>必要と認められる期間</td></tr> <tr> <td>(２) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する<u>場合で</u>、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</td><td>必要と認められる期間</td></tr> <tr> <td>(３) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する<u>場合で</u>、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している<u>とき。</u></td><td>7日の範囲内の期間</td></tr> </tbody> </table>	事由	期間	(１) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する <u>場合で</u> 、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(２) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する <u>場合で</u> 、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(３) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する <u>場合で</u> 、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している <u>とき。</u>	7日の範囲内の期間
事由	期間																
(１) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する <u>場合において</u> 、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間																
(２) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する <u>場合において</u> 、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間																
(３) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する <u>場合において</u> 、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している <u>場合</u>	7日の範囲内の期間																
事由	期間																
(１) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する <u>場合で</u> 、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間																
(２) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する <u>場合で</u> 、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間																
(３) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する <u>場合で</u> 、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している <u>とき。</u>	7日の範囲内の期間																

改正後		改正前	
イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない <u>場合</u>		イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができない <u>とき。</u>	
(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(6) 会計年度任用職員の親族（教育委員会の定める親族に限る。）が死亡した <u>場合において</u> 、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる <u>とき。</u>	教育委員会の定める期間	(6) 会計年度任用職員の親族（教育委員会の定める親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる <u>とき</u>	教育委員会の定める期間
(7) 会計年度任用職員が結婚する場合 <u>において</u> 、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる <u>とき。</u>	教育委員会が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間	(7) 会計年度任用職員が結婚する <u>場合で</u> 、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる <u>とき</u>	教育委員会が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(8) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における教育委員会の定める日を除く	(8) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における教育委員会の定める日を除く

改正後		改正前	
	いて原則として連続する <u>4日</u> の範囲内の期間		いて原則として連続する <u>3日</u> の範囲内の期間
(9) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において10日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間	新設	
(10) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	別表2（無給の休暇）より移記	
(11) 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	別表2（無給の休暇）より移記	

改正後		改正前	
(12) 会計年度任用職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間	新設	
(13) 会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第5条の2第1項に規定する子に含まれるものとされる者を含む。別表第2第3号ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間	新設	
(14) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間	(9) 妊娠中の女子の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間

別表第2（第10条関係）

事由	期間
別表1（有給の休暇）へ移記	
別表1（有給の休暇）へ移記	
（1） 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、 <u>当該</u> 子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定す

別表第2（第10条関係）

事由	期間
（1） 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
（2） 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
（3） 生後1年に達しない子（ <u>条例第5条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。</u> ）を育てる会計年度任用職員が、 <u>その</u> 子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、その子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定す

改正後		改正前	
	る養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（ <u>昭和22年法律第49号</u> ）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）		る養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
<u>(2)</u> 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、 <u>当該</u> 子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった <u>当該</u> 子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育委員会の定める <u>当該</u> 子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当で	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間	<u>(4)</u> 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、 <u>その</u> 子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった <u>その</u> 子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育委員会の定める <u>その</u> 子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当で	一の年度 <u>（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）</u> において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間

改正後		改正前	
あると認められる場合		あると認められる場合	
(3) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢に より2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第5号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の教育委員会の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育委員会の定めるもの	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間	(5) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢に より2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号から第5号までにおいて「要介護者」という。）の介護その他の教育委員会の定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 配偶者 <u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この号において同じ。）</u>、 父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で教育委員会の定めるもの	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会の定める時間）の範囲内の期間
(4)～(9)		(6)～(11)	

改正後		改正前	
(10) 会計年度任用職員が骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する <u>場合において</u> 、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる <u>とき。</u>	必要と認められる期間	(12) 会計年度任用職員が骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する <u>場合で</u> 、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる <u>とき</u>	必要と認められる期間

議案第 2 号	教育部学校教育課
令和 5 年 4 月 25 日提出	(課長)藤澤 一渡 (担当係長)高橋 満

タイトル	安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令の制定について
決定を要する事項の内容	標記訓令制定の可否
要旨	安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運営のため、所要の定めをするもの。
説明	1 趣旨 安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年安曇野市教育委員会規則第 3 号）の運用に必要な所要の規定を定めるもの。 2 内容 (1) 会計年度任用職員を選考するために必要な手続及び様式を定めるもの。 (2) 年次休暇、忌引休暇、結婚休暇、不妊治療のための休暇等の制度を運用するために必要となる事項を定めるもの。 3 参考 安曇野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（令和 2 年安曇野市訓令第 3 号）に準じる内容とするもの。 (以 上)

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年安曇野市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めることを目的とする。

(選考)

第2条 会計年度任用職員を選考しようとするときは、会計年度任用職員選考伺書（様式第1号）により、教育長の決裁を受けなければならない。

2 前項に規定する伺書には、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員の場合は、パートタイム会計年度任用職員勤務条件通知書（様式第2号）を、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイム会計年度任用職員の場合は、フルタイム会計年度任用職員勤務条件通知書（様式第3号）を添付するものとする。

(年次休暇)

第3条 規則第9条第1項に規定する教育委員会の定める要件及び日数については、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、任用の日から1年間において12日
- (2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から起算してそれぞれの1年間

の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、12日に次の表の上欄に掲げる継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日

(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、任用の日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		169日から216日 まで	121日から168日 まで	73日から120日 まで	48日から72日 まで
任用の日から起算した継続勤務期間	0月	8日	6日	3日	1日
	1年	9日	7日	4日	2日
	2年	9日	7日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	3日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

(4) 一の年度における任期が12月に満たない者に係る年次休暇の日数は、次の表のとおりとする。

1月当たりの勤務日数	任用期間月数											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
19日以上	1	2	3	4	5	6	10	10	10	10	11	12
15日以上 18日以下	1	1	2	2	3	4	7	7	7	7	7	8

11日以上 14日以下	0	0	1	1	2	3	5	5	5	5	5	6
7日以上 10日以下	0	0	0	0	1	1	3	3	3	3	3	3
4日以上 6日以下	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1

2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

3 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。

4 年次休暇は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

（忌引休暇の対象となる親族等）

第4条 規則別表第1第6号に規定する教育委員会の定める親族及び教育委員会の定める期間は、次の表の左欄に掲げる親族の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）

祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

備考 葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加える。

（結婚休暇の取得期間）

第 5 条 規則別表第 1 第 7 号に規定する教育委員会が定める期間は、結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過する日までとする。

（夏季休暇から除く日及び夏季休暇の対象となる職員）

第 6 条 規則別表第 1 第 8 号に規定する教育委員会の定める日は、勤務時間が割り振られていない日とし、夏季休暇の対象となる職員は、6 月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は 6 月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 47 日以下であるものを除く。）とする。

（不妊治療に係る通院等のための休暇）

第 7 条 規則別表第 1 第 9 号に規定する教育委員会の定める時間は、勤務日 1 日当たりの時間に 10 を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は、1 日又は 1 時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1 時間。ただし、当該会計年度任用職員の 1 回の勤務に割り振られた勤務時間であって 1 時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

2 規則別表第 1 第 9 号の休暇は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものであって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているものを対象とする。

（配偶者の出産のための休暇）

第 8 条 規則別表第 1 第 12 号に規定する教育委員会が定める期間は、会計年度任用職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までとし、同号に規定する教育委員会が定める時間は、勤務日 1 日当たりの勤務時間に 2 を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は 1 日又は 1 時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1 時間。ただし、当該会計年度任用職員の 1 回の勤務に割り振られた勤務時間であって 1 時間未満の端数が

あるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- 2 規則別表第1第12号の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものを対象とする。

(育児参加のための休暇)

第9条 規則別表第1第13号に規定する教育委員会の定める時間は、勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た数の時間とし、同号の休暇の単位は1日又は1時間(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1時間。ただし、当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数)とする。ただし、同号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

- 2 規則別表第1第13号の休暇は、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものを対象とする。

(看護休暇の対象となる子の世話等)

第10条 規則別表第2第2号に規定する教育委員会の定めるその子の世話は、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることとし、同号に規定する教育委員会の定める時間は、勤務日1日当たりの勤務時間に5(その養育する小学校の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間とする。

(短期介護休暇の対象となる要介護者の世話等)

第11条 規則別表第2第3号に規定する教育委員会の定める世話は、次の各号に掲げる世話とする。

(1) 要介護者の世話

(2) 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

- 2 規則別表第2第3号の教育委員会の定めるものは、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子とする。

3 規則別表第2第3号に規定する教育委員会の定める時間は、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間とする。

（介護休暇の申出等）

第12条 規則別表第2第4号に規定する教育委員会の定める会計年度任用職員の申出は、次項から第6項までに定めるところによる。

2 会計年度任用職員の申出は、同号に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇等請求票兼整理簿に記入して、教育委員会に対し行わなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第6項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

4 会計年度任用職員は、第2項の申出に基づき前項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇等請求票兼整理簿に記入して、教育委員会に対し申し出なければならない。

5 教育委員会は、会計年度任用職員から前項の規定による指定期間による延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第3項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 第3項又は前項の規定にかかわらず、教育委員会は、それぞれ、申出の期間又は第2項の申出に基づき第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり公務の運営に支障がある日又は時間であることを理由として休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同理由により休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（病気休暇の日数等）

第13条 規則別表第2第9号に規定する教育委員会の定める期間は、次の表の上欄に

掲げる 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1 週間の勤務日の日数	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数	217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日数	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日

2 1 週間の勤務日が 4 日以下とされている会計年度任用職員で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 217 日以上であるものについては、1 週間の勤務日の日数が 5 日以上であるものとみなす。

(妊娠婦である女子職員の健康診査及び保健指導)

第14条 規則別表第 2 第11号に規定する教育委員会の定める時間は、妊娠満23週までは 4 週間に 1 回、妊娠満24週から満35週までは 2 週間に 1 回、妊娠満36週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）については、それぞれ、当該会計年度任用職員について定められた 1 日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間とする。

(妊娠中の通勤緩和)

第15条 規則別表第 2 第12条に規定する教育委員会の定める時間は、当該会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間とする。

附 則

この訓令は、令和 5 年 月 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第2条関係）

第 号(決裁文書番号)

(年度当初からの任用は記入不要)

会計年度任用職員選考伺書

決裁年月日	年	月 日
施行年月日	年	月 日

1 任用予定者

フリガナ 氏 名			生年月日	年 月 日	性別	
住 所	郵便番号					
連 絡 先	自宅		携帯			
資 格	(任用するのに必要な資格のみ記入)					

2 任用条件

身 分	☐ パートタイム会計年度任用職員 ☐ フルタイム会計年度任用職員							
所属部署								
職務内容								
任 用 予定期間	年 月 日から 年 月 日まで				1 日 の 勤務時間	時間		
予算執行 科 目 等	款	項	目	節	細 節	人事給与システム により支払	有	無
						所 要 額 (給料・報酬・ 期末手当等・費 用弁償を含む総 額)		
事業コード								
上記のとおり任用してよろしいでしょうか。								
年 月 日				所 属		職 名		
				氏 名		印		

様式第2号(第2条関係)

パートタイム会計年度任用職員勤務条件通知書

年 月 日

様

所在地

任命権者

任用根拠	パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）													
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで ※地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により、採用後1か月（採用後1か月の勤務日が15日に満たない場合は、その日数が15日に達する日まで）は条件付採用となります。 ※同一会計年度内における任期の更新の可能性（有・無）													
再度の任用	勤務成績や能力実証等の結果、再度任用する場合があります。なお、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。													
勤務場所（所属部署）														
職務内容														
勤務時間	1 勤務時間及び休憩時間 勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） 休憩時間（ 時 分 ～ 時 分） ※ 上記以外で勤務時間を割振る場合の勤務時間及び休憩時間は別途所属長が指定します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>勤務時間数／日</td><td>×</td><td>勤務日数／週</td><td>=</td><td>1週間の勤務時間数</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>				勤務時間数／日	×	勤務日数／週	=	1週間の勤務時間数					
勤務時間数／日	×	勤務日数／週	=	1週間の勤務時間数										
勤務しない日	・週休日（土・日曜日）・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで） ・上記によらない場合（ ）													
休暇	1 年次休暇（合計 日）（繰越し分 日 任用時 日） （時間単位の年次休暇 有） 2 有給休暇 ①選挙権その他公民としての権利の行使、②裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合、③地震、水害、火災等の災害により滅失した住居の復旧作業等をおこなう場合、④地震、水害、火災等の災害又は交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合、⑤地震、水害、火災等の災害又は交通機関の事故等により通勤途上における身体の危険を回避する場合、⑥忌引、⑦結婚、⑧夏季、⑨不妊治療、⑩産前休暇、⑪産後休暇、⑫配偶者出産休暇、⑬育児参加のための休暇、⑭妊娠中の職員の休息・補食													

休 暇	3 無給休暇 ①満1歳に達しない子を育てる場合の育児時間、②小学校就学の始期に達するまでの子の看護、③家族の介護休暇、④家族の短期介護、⑤介護 時間、⑥生理休暇、⑦母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、⑧公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、⑨負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、⑩骨髄等ドナー、⑪妊娠中又は分娩後の職員の健康診査及び保健指導、⑫妊娠中の職員の通勤緩和		
報 酬	1 報酬 (月額・日額・時間額 円) 2 期末手当 ※ 任期が6月を超え、かつ、週15時間30分以上勤務する者を支給対象とし、年2回(6月30日と12月10日(当該日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、その日の直前のこれらに該当しない日))に支給します。 3 時間外勤務、休日勤務又は深夜勤務に対して支払われる割増率 (1) 時間外勤務 (1日7時間45分を超えた勤務) 月60時間以内 25% (午後10時から翌日の午前5時まででは50%) 月60時間超 50% (午後10時から翌日の午前5時まででは75%) (2) 休日勤務 35% (午後10時から翌日の午前5時まででは60%) 4 昇給 無 5 支払方法 (指定口座への振込み)		
通 勤 費	有 ・ 無	月 額	円 (k m)
		1日の額	円 (k m)
支 払 日	☐月額は当該月分を当該15日 ☐日時間額は当該月分を翌月15日(当該日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、その日の直前のこれらに該当しない日)に支給。		
社 会 保 険	☐厚生年金(健康保険協会けんぽ) ☐雇用保険 ☐該当しない		
退 職 に 関 す る 事 項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 自己都合の場合(退職する30日以上前に所属長へ退職願を提出してください。退職の発令をもって退職します。) 3 免職は安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の定めるところによる。 4 退職手当 無		
服 務	1 地方公務員には、法律により次に掲げる服務上の義務が課されます。義務に反した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。 ①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、③信用失墜行為の禁止、④秘密を守る義務、⑤職務に専念する義務、⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止 2 兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、原則として所属長へ届出が必要です。		
そ の 他	労働者災害補償保険制度若しくは非常勤職員公務災害補償制度に加入		

様式第 3 号（第 2 条関係）

フルタイム会計年度任用職員勤務条件通知書

年 月 日

様

所 在 地

任命権者

任 用 根 拠	フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）				
任 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ※地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により、採用後1か月（採用後1か月の勤務日が15日に満たない場合は、その日数が15日に達する日まで）は条件付採用となります。				
再 度 の 任 用	勤務成績や能力実証等の結果、再度任用する場合があります。なお、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。				
勤務場所（所属部署）					
職 務 内 容					
勤 務 時 間	勤務時間及び休憩時間 勤務時間（ 時 分 ～ 時 分） 休憩時間（ 時 分 ～ 時 分） ※ 上記以外で勤務時間を割振る場合の勤務時間及び休憩時間は別途所属長が指定します。				
	勤務時間数／日	×	勤務日数／週	=	1週間の勤務時間数
勤 務 し な い 日	・ 週休日（土・日曜日）・国民の祝日に関する法律による休日 ・ 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで） ・ 上記によらない場合（ ）				
休 暇	1 年次休暇（合計 日）（繰越し分 日 任用時 日） （時間単位の年次休暇 有） 2 有給休暇 ①選挙権その他公民としての権利の行使、②裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合、③地震、水害、火災等の災害により滅失した住居の復旧作業等をおこなう場合、④地震、水害、火災等の災害又は交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合、⑤地震、水害、火災等の災害又は交通機関の事故等により通勤途上における身体の危険を回避する場合、⑥忌引、⑦結婚、⑧夏季、⑨不妊治療、⑩産前休暇、⑪産後休暇、⑫配偶者出産休暇、⑬育児参加のための休暇、⑭妊娠中の職員の休息・補食				

休 暇	3 無給休暇 ①満1歳に達しない子を育てる場合の育児時間、②小学校就学の始期に達するまでの子の看護、③家族の介護休暇、④家族の短期介護、⑤介護時間、⑥生理休暇、⑦母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、⑧公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、⑨負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、⑩骨髄等ドナー、⑪妊娠中又は分娩後の職員の健康診査及び保健指導、⑫妊娠中の職員の通勤緩和	
給 与	1 給料月額 円 2 諸手当 ①通勤手当、②時間外勤務手当、③期末手当、④特殊勤務手当 ※③は、任期が6月を超え、かつ、週15時間30分以上勤務する者を支給対象とし、年2回(6月30日と12月10日(当該日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、その日の直前のこれらに該当しない日))に支給します。 3 時間外勤務、休日勤務又は深夜勤務に対して支払われる割増率 (1) 時間外勤務 月60時間以内 25%(午後10時から翌日の午前5時までは50%) 月60時間超 50%(午後10時から翌日の午前5時までは75%) (2) 休日勤務 35%(午後10時から翌日の午前5時までは60%) 4 昇給 無 5 支払方法 (指定口座への振込み)	
通 勤 手 当	有 ・ 無	月額 円 (k m)
支 払 日	当該月分を当該15日(当該日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、その日の直前のこれらに該当しない日)に支給。	
社 会 保 険	☐ 厚生年金(健康保険協会けんぽ) ☐ 雇用保険 ☐ 該当しない	
退 職 に 関 する 項 事	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 自己都合の場合(退職する30日以上前に所属長へ退職願を提出してください。退職の発令をもって退職します。) 3 免職は安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の定めるところによる。 4 退職手当 有 ・ 無	
服 務	1 地方公務員には、法律により次に掲げる服務上の義務が課されます。義務に反した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。 ①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、 ③信用失墜行為の禁止、④秘密を守る義務、⑤職務に専念する義務、 ⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止 2 兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、原則として所属長へ届出が必要です。	
そ の 他		

議案第 3 号	教 育 部 学校教育課
令和 5 年 4 月 25 日提出	(課長)藤澤 一渡 (担当)堀内 雅文

タイトル	安曇野市学校運営協議会に係る新たな委員の任命について
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議
要旨	安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則第 8 条の規定に基づき、学校長から推薦のあった別紙の者を安曇野市学校運営協議会委員に任命することについて協議するもの。
	1 委員 別紙のとおり 55 人 2 任期 任 期：令和 7 年 3 月 31 日（ただし、区長や役職任期満了等により新たに任命された者は、令和 6 年 3 月 31 日）まで 3 根拠 ○安曇野市学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 3 年 9 月 27 日教育委員会規則第 5 号） （委員の任命） 第 8 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長から意見を聴取し、教育委員会が任命する。 （1）対象学校の通学区域の住民 （2）対象学校の生徒又は児童の保護者 （3）対象学校の運営に資する活動を行う者 （4）校長 （5）その他教育委員会が適当と認める者 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。 （任期） 第 10 条 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。 2 第 8 条第 2 項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

学校運営協議会 新たな委員一覧

NO	協議会担当校	氏名	任期	備考
1	豊科南小学校	大蔭 章司	R6.3.31	地域CD
2	豊科南小学校	山崎 裕美	R6.3.31	保護者
3	豊科南小学校	堀川 豊	R6.3.31	区長会推薦
4	豊科南小学校	奥原 竜司	R6.3.31	学校職員
5	豊科南中学校	鈴木 智恵子	R6.3.31	地域CD
6	豊科南中学校	大森 教雄	R6.3.31	保護者
7	豊科南中学校	唐木 博夫	R6.3.31	区長会推薦
8	豊科南中学校	臼井 知	R6.3.31	公民館
9	豊科北小学校	瀧川 晶義	R6.3.31	保護者
10	豊科北小学校	細川 博水	R6.3.31	区長会推薦
11	豊科北小学校	鈴木 桂子	R7.3.31	地域住民
12	豊科東小学校	土崎 庄平	R6.3.31	保護者
13	豊科東小学校	百瀬 陽子	R6.3.31	区長会推薦
14	豊科東小学校	伊藤 和子	R6.3.31	地域住民
15	豊科東小学校	倉田 勝彦	R6.3.31	学校職員
16	豊科北中学校	佐藤 功一	R6.3.31	保護者
17	豊科北中学校	吉田 千秋	R6.3.31	公民館
18	豊科北中学校	臼井 宏之	R6.3.31	学校職員
19	豊科北中学校	宮澤 真一	R6.3.31	学校職員
20	穂高南小学校	望月 弘	R7.3.31	地域住民
21	穂高南小学校	清水 祥二	R7.3.31	地域住民
22	穂高南小学校	瀬川 恵美	R6.3.31	保護者
23	穂高南小学校	望月 彰	R6.3.31	区長会推薦
24	穂高南小学校	伊藤 政子	R6.3.31	学校職員
25	穂高南小学校	横山 稔	R6.3.31	学校職員
26	穂高南小学校	西沢 薫	R7.3.31	学校職員
27	穂高西小学校	寺島 香里	R6.3.31	保護者
28	穂高東中学校	宮尾 志穂	R6.3.31	保護者
29	穂高東中学校	松尾 修	R6.3.31	公民館
30	穂高東中学校	赤羽 文恵	R6.3.31	学校職員
31	穂高北小学校	上田 智彦	R6.3.31	保護者
32	穂高北小学校	阿久津 めぐみ	R6.3.31	保護者
33	穂高北小学校	松井 均	R6.3.31	区長会推薦
34	穂高北小学校	唐澤 信好	R6.3.31	学校職員
35	穂高北小学校	傘木 ひかる	R6.3.31	学校職員

学校運営協議会 新たな委員一覧

NO	協議会担当校	氏名	任期	備考
36	穂高西中学校	佐原 悦司	R6.3.31	地域CD
37	穂高西中学校	萩原 茂裕	R6.3.31	保護者
38	三郷小学校	胡桃澤 寛	R6.3.31	区長会推薦
39	三郷小学校	鳥羽 菜々美	R6.3.31	社会福祉協議会/重複
40	三郷小学校	内山 一好	R6.3.31	学校職員
41	三郷中学校	小澤 起代子	R6.3.31	保護者
42	三郷中学校	鳥羽 菜々美	R6.3.31	社会福祉協議会/重複
43	堀金小学校	橋本 信也	R6.3.31	保護者
44	堀金小学校	日下部 徳恵	R6.3.31	保護者
45	堀金小学校	小平 伴紀	R6.3.31	学校職員
46	堀金小学校	佐柳 美穂	R6.3.31	学校職員
47	堀金中学校	丸山 武志	R6.3.31	保護者
48	堀金中学校	丸山 晶子	R6.3.31	保護者
49	明南小学校	宮下 智行	R6.3.31	保護者
50	明南小学校	増沢 伸一	R6.3.31	区長会推薦
51	明南小学校	波多腰 由美子	R6.3.31	学校職員
52	明北小学校	小林 かおり	R6.3.31	保護者
53	明北小学校	関 憲之	R6.3.31	区長会推薦
54	明北小学校	青木 泰治	R7.3.31	地域住民
55	明科中学校	小澤 雄司	R6.3.31	保護者

議案第 4 号	教育部 学校給食課
令和 5 年 4 月 25 日提出	(課長) 西澤 弘修 (担当) 丸山 忠徳

タイトル	安曇野市学校給食センター運営委員の委嘱について																																																										
協議を要する 事項の内容	教育委員及び諸団体より推薦された委員の委嘱に係る協議																																																										
要旨	令和 5 年度委員の選任案。 教育委員から 1 名選出																																																										
説明	1 選任する委員 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th></th><th>氏 名</th><th>選出区分</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>新</td><td>小平 伴紀</td><td>小学校長</td><td>堀金小学校長</td></tr> <tr> <td>2</td><td>新</td><td>沓掛 隆</td><td>中学校長</td><td>三郷中学校長</td></tr> <tr> <td>3</td><td></td><td></td><td>教育委員</td><td>市教育委員</td></tr> <tr> <td>4</td><td>新</td><td>小松 公平</td><td>P T A 代表</td><td>市 PTA 連合会副会長</td></tr> <tr> <td>5</td><td>新</td><td>嶋田 奈麻美</td><td>P T A 代表</td><td>市 PTA 連合会副会長</td></tr> <tr> <td>6</td><td>新</td><td>浅田 崇裕</td><td>P T A 代表</td><td>堀金小 PTA 副会長</td></tr> <tr> <td>7</td><td>新</td><td>高橋 恵理香</td><td>P T A 代表</td><td>三郷小 PTA 副会長</td></tr> <tr> <td>8</td><td>再</td><td>石田 公孝</td><td>学校医代表</td><td>医師会理事</td></tr> <tr> <td>9</td><td>再</td><td>横林 和彦</td><td>薬剤師代表</td><td>薬剤師会会長</td></tr> <tr> <td>10</td><td>新</td><td>塩原 卓磨</td><td>農業関係機関代表</td><td>あずみ農業協同組合</td></tr> </tbody> </table> 2 任期 令和 6 年 3 月 31 日まで 3 根拠 ○安曇野市学校給食センター条例（平成 17 年安曇野市条例第 228 号） （運営委員会） 第 4 条 学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。 2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。 3 運営委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。 4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。 ○安曇野市学校給食センター運営委員会規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 18 号） 第 2 条 安曇野市学校給食センター条例第 4 条第 1 項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。 （1） 教育委員代表 1 人 （2） 小学校長代表 1 人 （3） 中学校長代表 1 人 （4） 小学校及び中学校 P T A 代表 4 人 （5） 学校医代表 1 人 （6） 薬剤師代表 1 人						氏 名	選出区分	備考	1	新	小平 伴紀	小学校長	堀金小学校長	2	新	沓掛 隆	中学校長	三郷中学校長	3			教育委員	市教育委員	4	新	小松 公平	P T A 代表	市 PTA 連合会副会長	5	新	嶋田 奈麻美	P T A 代表	市 PTA 連合会副会長	6	新	浅田 崇裕	P T A 代表	堀金小 PTA 副会長	7	新	高橋 恵理香	P T A 代表	三郷小 PTA 副会長	8	再	石田 公孝	学校医代表	医師会理事	9	再	横林 和彦	薬剤師代表	薬剤師会会長	10	新	塩原 卓磨	農業関係機関代表	あずみ農業協同組合
		氏 名	選出区分	備考																																																							
1	新	小平 伴紀	小学校長	堀金小学校長																																																							
2	新	沓掛 隆	中学校長	三郷中学校長																																																							
3			教育委員	市教育委員																																																							
4	新	小松 公平	P T A 代表	市 PTA 連合会副会長																																																							
5	新	嶋田 奈麻美	P T A 代表	市 PTA 連合会副会長																																																							
6	新	浅田 崇裕	P T A 代表	堀金小 PTA 副会長																																																							
7	新	高橋 恵理香	P T A 代表	三郷小 PTA 副会長																																																							
8	再	石田 公孝	学校医代表	医師会理事																																																							
9	再	横林 和彦	薬剤師代表	薬剤師会会長																																																							
10	新	塩原 卓磨	農業関係機関代表	あずみ農業協同組合																																																							

	(7) <u>農業関係機関代表 1人</u> (委員の任期) 第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
--	--

議案第 5 号	教育部文化課
令和 5 年 4 月 25 日提出	(課長)三澤 新弥 (担当係長)佐野 順子

タイトル	安曇野市博物館協議会委員の任命について				
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議				
要旨	令和 5 年 4 月 1 日付人事異動に伴い退任となる安曇野市博物館協議会委員を、同日付で任命することについて。				
説明	1 委員				
	選出区分	氏名	住所	新再	備考
	学校 教育 の関係者	丸山 浩	安曇野市 豊科	新任	三郷小学校 教頭 安曇野市校長会推薦
	令和 5 年 4 月安曇野市校長会の推薦により報告				
	2 任期 令和 6 年 3 月 31 日まで				
説明	3 根拠				
	○安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号）				
	第 19 条 博物館に、博物館法第 20 条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。				
	第 20 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する 10 人以内の委員で組織する。				
	(1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験者				
説明	2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。				

議案第 6 号	教育部文化課
令和 5 年 4 月 25 日提出	(課長)三澤 新弥 (担当係長)奈良澤 一恵

タイトル	安曇野市図書館協議会の委嘱について				
決定を要する事項の内容	委員の選任に係る協議				
要旨	校長会推薦による安曇野市図書館協議会委員について、担当者に変更が生じたため、新たに任命したい委員を協議するもの。				
説明	1 委員				
	図書館協議会委員				
	選出区分	氏名	住所	新再	備考
	学校教育の関係者	唐澤信好	安曇野市穂高	新任	穂高北小学校 校長 安曇野市校長会推薦
	学校教育の関係者	宮尾菜々美	安曇野市穂高	新任	穂高南小学校 教諭 安曇野市校長会推薦
	令和5年4月安曇野市校長会の推薦による。				
	2 任期				
	令和6年6月30日まで				
	3 根拠				
	○安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第28号） （図書館協議会の設置） 第8条 図書館に、法第14条第1項の規定により安曇野市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 （協議会の組織） 第9条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する15人以内の委員で組織する。 （1） 学校教育の関係者 （2） 社会教育の関係者 （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者 （4） 学識経験者				
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。					

議案第 7 号	教育部子ども家庭支援課
令和 5 年 4 月 25 日 提出	(課長) 山越 寿彦 (担当) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市青少年委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	委員の委嘱に係る協議
要旨	安曇野市青少年センター設置要綱第 7 条に基づき、青少年健全育成団体関係者等から推薦された者を安曇野市青少年委員に委嘱してよいか協議するもの。
説明	1 委員 別紙のとおり 21 人 2 任期 任 期 令和 7 年 3 月 31 日まで 3 根拠 ○安曇野市青少年センター設置要綱（平成26年安曇野市教育委員会告示第 29号） （趣旨） 第 1 条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第 2 条 センターを安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）教育部子ども家庭支援課に置く。 （業務） 第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。 （1）広報及び啓発に関すること。 （2）青少年相談に関すること。 （3）街頭巡回活動に関すること。 （4）社会環境浄化に関すること。 （5）青少年支援活動に関すること。 （6）関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 （7）前各号に掲げるもののほか、目的達成に必要な業務 （青少年委員） 第 7 条 街頭巡回活動及び社会環境浄化活動のため、青少年委員を置く。 2 青少年委員は、35 人以内とし、教育委員会が委嘱する。 3 青少年委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。

番号	氏 名	所属団体
1	丸山 文武	本村地区子ども会育成会
2	村田 匡一	飯田地区子ども会育成会
3	滝澤 敦子	新屋地区子ども会育成会
4	杉山 貴俊	小瀬幅地区子ども会育成会
5	古幡 未来子	牧地区子ども会育成会
6	森木 幸子	宮城地区子ども会育成会
7	篠原 里香	白金地区子ども会育成会
8	千国 香里	耳塚地区子ども会育成会
9	佐々木由香子	上長尾地区子ども会育成会
10	宮坂 清昭	中萱地区子ども会育成会
11	牧石 正明	北小倉地区子ども会育成会
12	松岡 茂	下長尾地区子ども会育成会
13	戸谷 ひとみ	上堀地区子ども会育成会
14	藤田 綾乃	中堀地区子ども会育成会
15	丸山 行宏	小田多井地区子ども会育成会
16	辻本 武	田尻地区子ども会育成会
17	鳥羽 義浩	潮北地区子ども会育成会
18	宮下 好美	上押野地区子ども会育成会
19	堀内 ゆかり	塩川原地区子ども会育成会
20	寺嶋 はるか	明科第一地区子ども会育成会
21	等々力 豪	安曇ライオンズクラブ

議案第 8号	教育部 子ども家庭支援課
令和 5 年 4 月 25 日 提出	(課長) 山越 寿彦 (担当) 古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市青少年センター運営委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	委員の委嘱に係る協議
要旨	安曇野市青少年センター設置要綱第 5 条に基づき、青少年健全育成団体関係者等から推薦された下記の者を安曇野市青少年センター運営委員に委嘱してよいか協議するもの。
説明	1 委員 任期中に交代のあった者 1 人 安曇野地区保護司会 小松 恵美子 2 任期 任 期 令和 6 年 3 月 31 日まで 3 根拠 ○安曇野市青少年センター設置要綱(平成26年安曇野市教育委員会告示第29号) (趣旨) 第 1 条 この要綱は、青少年の健全な育成及び非行防止活動の促進を図るため、安曇野市青少年センター(以下「センター」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。 (運営委員会) 第 5 条 センターに青少年センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。 2 運営委員会は、青少年センター運営委員(以下「運営委員」という。)15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 青少年健全育成団体関係者 (2) 防犯団体関係者 (3) 学識経験者 (4) 青少年健全育成に熱意のある公募者 (5) その他教育委員会が必要と認める者 3 運営委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 運営委員は、第 3 条各号に定める業務の企画及び運営を行う。

議案第 9 号	教育部 各課
令和 5 年 4 月 25 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 共催 1 件・後援 1 件 文化課 共催 2 件・後援 0 件 子ども家庭支援課 共催 0 件・後援 1 件 (詳細 別紙)

議案第 9 号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
2	R5.4.6	教育総務係	R5	子どもとメディア信州2023 メディアインストラクター養成講座	子どもとメディア信州 代表:松島 恒志	子どもとメディア信州	共催	市内の情報モラル教育向上に向け人材を育成するため	4月6日	A講座:令和5年10月14日(土)、15日(日) B講座:令和5年12月2日(土)、3日(日) C講座:令和6年1月20日(土)、21日(日)	—	—			A講座:堀金公民館 B,C講座:豊科交流学习センター	学校や園、地方公共団体等が「子どもとメディア」「人権教育」等のテーマで講演会や学習会を開催するとき、インストラクターを務められる人材を育成し、市に啓発活動を広げていくため	子どもとメディアについて研修会を通して学び、プレゼンのスキルを高めていく	—	—	—	基準第3条第2項により可
4	R5.4.12	教育総務係	R5	DVDで学ぶトマホークミサイル	いのちと未来を考える安曇野の会 代表:森清 寿郎	いのちと未来を考える安曇野の会	後援	多くの方に参加していただきたいため	4月11日	令和5年5月20日(土)	—	—			碌山研成ホール	ウクライナとロシアの戦争など現在の世界の状況を考える機会にしてほしいため	トマホークミサイルに関するDVDの上映。 その後、現在の状況について議論する	—	—	—	基準第3条第2項により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者		主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決) 日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課 意見
1	R5.4.12	文化	第23回 安曇野 戦争と平和展	平和憲法を活 かす安曇野の 会	松澤好哲	平和憲法 を活かす 安曇野の 会	共催	「戦争と平和展」は、2000年 から市町村と各教育委員会 に共催・後援をいただき開 催してきた。今年度も多くの 皆さんに「平和」について考 えてもらえるような展示を行 う。実施にあたり、平和教育 を目指す市・教育委員会に 共催いただきたい。	4 月 12 日	令和5年7月20日 (木)から7月22日 (土)				月 日	安曇野市役所 本庁舎1階東側 ロビー	多くの市民の皆さんに広島・長崎 の原爆パネルほかの展示を見て いただき、平和について考えてい ただく機会とする。	広島・長崎原爆パネル展示 安曇野の戦跡説明パネル 「ウクライナの子どもの描いた絵」 展	○	○	○	後援等取扱 基準第3条第 2項1～6号該 当により可
2	R5.4.12	文化	「ウクライナの子ど もが描いた絵」展	平和憲法を活 かす安曇野の 会	松澤好哲	平和憲法 を活かす 安曇野の 会	共催	「第23回安曇野 戦争と平 和展」のプレイベントとして 企画した。他国へ非難をし ている子どもたちが、平和 への思いを絵画を通して表 現している。お子さんから大 人まで多くの方に観ていた だき、家族で平和について 考える機会としたい。そこ で、平和教育を進めている 教育委員会に共催いただき たい。	4 月 11 日	令和5年6月23日 (金)から6月25日 (日)				月 日	穂高交流学習セ ンター「みらい」 展示ギャラリー	多くの市民の皆さんにウクライナ の子どたちもが描いた絵を見て いただき、平和について考えてい ただく機会とする。	「ウクライナの子どもが描いた絵」 展	-	-	-	後援等取扱 基準第3条 第2項1～6号 該当により 可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認 (専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R 4	R 3	R 2	所管課 意見
1	R5.4.11	子ども家庭支援課	2023年度長野県ホープス卓球大会兼ロート製薬杯第41回全国ホープス卓球大会長野県選考会	安曇野卓球連盟 会長 小野 樹佳	長野県卓球連盟	後援	安曇野市で開催するスポーツ振興事業として必要	4月11日	令和5年5月28日	-	-			穂高総合体育館	長野県卓球連盟からの依頼を受け実施。小学生の団体戦を行い、全国大会出場チームを選考する。 また、チーム間の交流と選手の技術向上を図る。	男女ホープス以下団体戦、男女カブ以下団体戦3チームによる第一次リーグとその1位のチームによる決勝トーナメント又はリーグ線を行う(予定)	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告第 1 号	教育部 生涯学習課
令和 5 年 4 月 25 日提出	(課長)二木 正 (担当係長)大蔵 邦之

タイトル	安曇野市人権教育指導員の委嘱について
報告を要する事項の内容	教育長専決で人権教育指導員（13 名）を委嘱したことについて
要旨	自己の都合により令和 5 年 3 月 31 日で退任された人権教育指導員の後任を教育長専決で委嘱したので報告するもの。
説明	1 委員 別紙のとおり 2 任期 任 期：令和 6 年 3 月 31 日まで 委嘱日：令和 5 年 4 月 1 日 ※1 名のみ令和 5 年 4 月 18 日（退任する人権教育指導員等の推薦による。） 3 根拠 ○安曇野市人権教育指導員設置規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 28 号） （任命） 第 4 条 指導員は、次のすべての条件を満たす者のうちから教育委員会が委嘱する。 （1） 健康で、かつ、活動的であること。 （2） 人権教育に関する正しい理解と認識を有すること。 （3） 住民から信頼される者であること。 （任期） 第 5 条 指導員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 指導員は、再任することができる。 3 第 1 項の規定にかかわらず、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずることができる。 （1） 自己の都合により辞任を申し出た場合 （2） 指導員としてふさわしくない行動があった場合

安曇野市人権教育指導員名簿

任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日

(敬称略)

	地域名	氏 名	備 考
1	豊 科	與曾井 孝一	
2	豊 科	中沢 洋一	
3	豊 科	中藤 敏明	委嘱日：4月18日
4	豊 科	吉田 千秋	
5	豊 科	増田 早苗	
6	豊 科	小林 許一	
7	豊 科	伊藤 和子	
8	豊 科	折井 恵三	
9	豊 科	青木 正尚	
10	豊 科	岩原 由幸	
11	豊 科	若林 稔	
12	穂 高	清水 祥二	
13	穂 高	早川 正美	

報告第 2 号	教育部 生涯学習課
令和 5 年 4 月 25 日提出	(課長)二木 正 (担当係長)大蔵 邦之

タイトル	安曇野市人権教育推進委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	教育長専決で人権教育推進委員を委嘱したことについて
要旨	公民館長、公民館主事等の異動により令和 5 年 3 月 31 日で退任された人権教育推進委員の後任を教育長専決で委嘱したので報告するもの。
説明	1 委員 別紙のとおり 71 名 2 任期 任 期：令和 6 年 3 月 31 日まで 委嘱日：令和 5 年 4 月 1 日 ※成相区のみ令和 5 年 4 月 18 日 (各区、地区公民館等からの推薦による。) 3 根拠 ○安曇野市人権教育推進委員会設置規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 27 号） (組織) 第 3 条 委員会は、各区及び団体等から推薦され、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。 (任期) 第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

人権教育推進委員名簿

(敬称略)

	地区名	氏 名		地区名	氏 名
1	上鳥羽	高木 悟	37	北小倉	布山 清勝
2	下鳥羽	堀田 忠彦	38	南小倉	降幡 吉宏
3	本村	波多腰 勇	39	東小倉	両角 生一
4	成相	古畑 宰民	40	室町	太田 昭
5	新屋	滝澤 敦子	41	野沢	山田 昇
6	細萱	松田 常雄	42	上長尾	丸山 豊貢
7	殿村	草深 義雄	43	下長尾	布山 尚子
8	重柳	等々力 敏弘	44	楡	小林 貞文
9	飯田	村田 匡一	45	住吉	小松 芳樹
10	下飯田	水谷 貴祐	46	七日市場	加藤 崇雄
11	中曽根	内田 壽文	47	一日市場	高橋 修
12	熊倉	丸山 正義	48	二木	妹尾 憲造
13	アルプス	池田 史	49	及木	鍋田 実
14	徳治郎	小倉 一郎	50	中萱	高井 利子
15	小瀬幅	市川 泰秀	51	岩原	宮島 千里
16	大口沢	岩原 由幸	52	倉田	臼井 幸一
17	桜坂	金山 誠	53	中堀	荒井 孝
18	白金	滝澤 俊	54	下堀	河合 美都恵
19	等々力町	山崎 将宏	55	小田多井	竹岡 正和
20	穂高町	白澤 隆之介	56	田尻	宮澤 三寿
21	大門	北澤 公男	57	中条	藤田 潔
22	本郷	寺口 良孝	58	北村	松倉 利明
23	西原	佐藤 優太	59	天神原	松橋 高二
24	田中	内川 敬	60	宮本	森田 誠
25	上原	平川 敬明	61	中耕地	藤原 久治
26	橋爪	梅坪 政利	62	明科第二	竹田 信
27	耳塚	二條 久男	63	明科第三	中村 享嗣
28	富田	北原 勉	64	大足	児玉 重男
29	豊里	石田 隆雄	65	潮南	関 和明
30	嵩下	井口 秀文	66	潮北	久保田 剛生
31	新屋	須澤 大治	67	上押野	宮下 和久
32	立足	森島 邦光	68	塩川原	望月 良泰
33	塚原	田中 宏治	69	原	渡邊 篤
34	柏矢町	平澤 昇	70	小泉	平林 榮夫
35	青木花見	小林 繁安	○団体選出		
36	島新田	藤原 政時	学校人権教育推進協議会 奥原 竜司		

報告第 3 号	教育部 各課
令和 5 年 4 月 25 日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について	
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告	
要旨	学校教育課 2 件 生涯学習課 3 件 文化課 4 件 子ども支援課 1 件	(詳細別紙)
○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 (教育長の専決範囲) 第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第 1 項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）		

学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度4月定例会専決事項)

No.	受付日	所管	年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
1	R5.4.4	教育総務係	R5	親子おこづかい教室	おこづかいラボ合同会社 /NPO法人マネースプラウト	おこづかいラボ合同会社 代表:唐澤 千恵美	後援	対象年齢である小学生がお金について学べる会を幅広く提供するため	3月31日	令和5年5月13日(土) 10:00~11:30 13:30~15:00	○	過去承認	○	4月7日	松本市勤労者福祉センター	親子向け金銭教育講座	おこづかいゲーム 4歳~低学年を対象とした金銭教育講座 ①お金〇×クイズ ②ニーズ&ウォンツのパワーポイントレクチャー ③おこづかいゲーム	○	-	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可
3	R5.4.11	教育総務係	R5	第47回中信地区陸上競技選手権大会	中信地区陸上競技協会 会長:百瀬 貴	中信地区陸上競技協会、松本市、塩尻市、安曇野市、大北、木曽郡の各陸上競技協会	後援	中信地区の中学校、高等学校の生徒が選手として参加するため	4月11日	令和5年5月3日(水)~ 令和5年5月4日(木)	○	過去承認	○	4月12日	長野県松本平広域公園陸上補助競技場	陸上競技大会における各種目の優勝者の決定と、あわせて中信地区における陸上競技の普及、強化、振興を図るため	参加料:一般1500円、高校生1200円、中学生1000円 男子:100m、200m、400m、800m、1500m、5000m、10000m、110mH、400mH、3000mSC、5000mW、棒高跳、走高跳、走幅跳、三段跳、円盤投、やり投、砲丸投、ハンマー投、4×100mR、4×400mR 女子:100m、200m、400m、800m、1500m、3000m、100mH、400mH、2000mSC、5000mW、棒高跳、走高跳、走幅跳、三段跳、円盤投、やり投、砲丸投、ハンマー投、4×100mR、4×400mR	○	○	-	基準第3条第2項及び基準第4条第2号により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和5年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見	備考
1	R5.4.6	社会教育係	2023“世界にやさしい安曇野”へ～日本語deスピーチ大会&対話会	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝 あづみの国際化ネットワーク(AIN)	後援	安曇野市民に関心を持っていただき、効果的に外国人住民(多文化共生)に関する情報を紹介するため	4月5日	令和5年7月30日(日) 13:30～16:00	○	過去承認		4月7日	穂高交流学習センター「みらい」	安曇野市には1,436名(R5/4/1)の外国籍住民が暮らしています。同じ市民として理解しあうための事業の一つとして、外国籍住民から、安曇野市で生活してみたいの印象や気持ちを、日本語でスピーチしていただきます。この事業をきっかけとして、市民一人一人の意識が変わり、多文化共生への理解を深めることを目的とします。当日のスピーチは後日、あづみ野FMで放送していただきます。	・外国人等住民による日本語でのスピーチ 10～15人程度 対話会 進行:安曇野市 ・安曇野市民60名程度参集	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	
2	R5.4.6	社会教育係	あづみの国際DAY！2023～“安曇野ダイバーシティ！見る・知る・学ぶ・食べる！！”	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝 あづみの国際化ネットワーク(AIN)	後援	市民が参加しやすく、効果的に市民へ安曇野市の多様性や多文化共生に関する情報を紹介するため	4月5日	令和5年10月29日(日) 9:00～15:00	○	過去承認		4月7日	穂高交流学習センター「みらい」	コロナ禍で2019年以降、4年ぶりの開催です。安曇野市には1,436名(R5/4/1)の外国籍住民が暮らしています。グローバル化社会に対応するため、多文化共生の推進を図ります。“世界にやさしい安曇野”をスローガンに、地域住民と外国人住民が同じ住民として相互の交流と理解を目指し多文化共生の推進を図ります。世界の多様性への認識と、外国人住民は母国の誇りを再認識する機会とします。	・各国文化紹介・体験交流・多文化共生に関する情報提供・展示・外国小物や食べ物販売等 ・多文化共生の情報提供・お国紹介・交流 ・キッチンカー	-	-	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	2019(令和元)年 まで実施 2020(令和2)年 新型コロナウイルス 感染防止のため 中止
3	R5.4.13	社会教育係	ダイバーシティ講座～多文化共生を考える2023(外国人住民向け) “日本で生活するために知っておきたいマナーとポイント”	あづみの国際化ネットワーク(AIN)	丸山 美枝 あづみの国際化ネットワーク(AIN)	後援	外国人市民が参加しやすく、効果的に市民へ安曇野市の多様性や多文化共生に関する情報を提供し、地域参加につなげるため	4月13日	令和6年1月14日(日)	○	過去承認		4月14日	安曇野市役所本庁舎4F大会議室	安曇野市には1,436名(R5/4/1)の外国籍住民が暮らしています。「安曇野市共生社会づくり条例」の制定に伴い、外国人住民との相互理解を目指し、時間や体験を共有し、豊かな考え方をお互いに伝えあいながら「外国人にも日本人にも暮らしやすい社会」⇒“世界にやさしい安曇野”を目指して、多文化共生に必要なことを学びます。地域と外国人住民をつなぐための外国人住民への啓発の機会とします。	外国人住民が安曇野市民の一員として生活できる様、外国人住民と一緒に実施する体験型の講座 テーマ 「日本で生活するために知っておきたいマナーとポイント」 内容 ・会社編 ・コミュニケーション編 ・食事編 対象者 ・外国人住民 約20名	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 4月定例会報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者		主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管 課 意見
82	R5.3.14	文化	一大人もきっと好きになるー子どもたちの映画祭14	一般社団法人松本映画祭プロジェクト	河西 徳浩	一般社団法人松本映画祭プロジェクト	後援	多くの安曇野市の子どもたちにも参加をしてほしいため。	3 月 7 日	令和5年5月5日(金・祝)	○	過去承認		3 月 20 日	まつもと市民芸術館 主ホール	普段映画館で上映されない世界中の良質な作品を選び集め、スクリーンで『映画を観る』体験を通じて、子どもの健全な情緒の育成を願う。作品間には、パフォーマンスやキッズストリート、春のお祭りハルウィンなど、映画以外にも子どもと大人が一緒に楽しめるコンテンツを盛り込み、ドキドキ・ワクワクな1日をお過ごしいただきます。	世界の子ども向け短編映画作品の上映とパフォーマンスの、エンターテインメントイベント 年齢別2プログラム: ①Aプログラム(幼児にオススメ) ②Bプログラム(小学生も満足) 入場料: 当日指定席大人1,300円～、子ども650円～ 前売指定席大人1,100円～、子ども550円～	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
83	R5.3.16	文化	第4回わくわくキッズコンサートin「みらい」	「ホッと」演奏ボランティア協会	牛山孝介	「ホッと」演奏ボランティア協会	後援	小さなお子さんなど多くの方にコンサートへお越しいただきたいため。	3 月 13 日	令和5年5月30日(火) 10時30分～11時	○	過去承認		3 月 20 日	安曇野市穂高交流学習センター「みらい」多目的ホール	子連れでコンサートに行かれない方や、小さいお子さんがいて夜のコンサートに行かれない方の為に昼間にコンサートを行い、音楽に触れて欲しい。	ヴァイオリン&ピアノ デュオコンサート 入場料:無料	○	-	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
84	R5.3.17	文化	伝統文化三味線親子教室	伝統文化三味線親子教室	丸山知佳	伝統文化三味線親子教室	後援	安曇野市内の小、中学生に広く周知するため。	3 月 17 日	令和5年6月11日(日)～11月26日(日)	○	過去承認		3 月 20 日	穂高会館	歴史や伝統文化に関心、理解を深める 三味線の習得と成果の発表	三味線の実技参加費1,000円	○	-	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
85	R5.3.22	文化	歴史講演会	あづみ学校	岩隈久	あづみ学校	後援	より多くの地域住民に歴史を知っていただく為。	3 月 22 日	令和5年4月15日(土) 14時～15時半	○	過去承認		3 月 23 日	安曇野市豊科公民館 大会議室 2F	信濃安曇族の新論考の発表・紹介。	信濃安曇族の梓弓へのかかわりと目的の解明 会費:1,000円	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見
29	R5.3.23	児童青少年係	国際交流&イングリッシュキャンプ	宮城復興支援センター センター長 茂木 秀樹	宮城復興支援センター	後援	広報物(WEB)に使用するため	1月27日	令和5年6月3日(土)~4日(日) 令和5年7月15日(土)~16日(日)	○	過去承認	○	3月27日	国立信州高遠青少年自然の家 国立妙高青少年自然の家	東日本大震災・全国各地災害による仮設住宅入居児童・避難所入所児童及びコロナ禍による子どもたちの心のケア支援の一助、災害の風化防止及び防災意識向上、国際交流・多文化共生・小学校外国語活動促進	小学生20~25人のグループに留学生4~5名と海外留学経験者1名がつき、1泊2日の共同生活を送る。英語による名刺交換会・英語と体を使った野外アクティビティなど様々な楽しい活動を通して国際交流及び多文化共生ができる。 参加費用 1泊2日 一人当たり27,300円	-	-	○	別記

報告第 4 号

令和 5 年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

教育指導室
学校教育担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教職員健康推進事業	○カウンセリングルーム実施 ・ 5/20：会場 穂高会館	
就学援助事務	○就学援助 ・ 制度の案内配布（全児童生徒対象） ・ 令和 5 年度申請受付（4/6～）	○就学援助 ・ 当初受付締め切り（4/28）
GIGA スクール	○活用支援 ・ 指導主事と協力し、各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・ GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ○ICT 教育推進委員会 第 1 回 ICT 教育推進委員会、ICT 教育推進学校代表者会の開催に向けた準備	○活用支援 ・ 新規教職員向けの ICT 関連研修の実施 ・ GIGA スクールサポーターによる各校での ICT 活用相談 ○ICT 教育推進委員会 第 1 回 ICT 教育推進委員会、ICT 教育推進学校代表者会の開催
安曇野市 コミュニティスクール事業	○地域コーディネーター委嘱、学校運営協議会委員任命 ○地域区長会（協力依頼）	○堀金地域教育関係者連絡会 4/27 ○主任児童委員定例会（協力依頼） ○第 1 回地域コーディネーター連絡会 ○学校運営協議会運営支援 堀金小 4/28 穂高西中 5/30 ○各地域学校協働本部連絡会
学校安全支援事業	○新小学校 1 年生熊除け鈴の配布 ○新小学校 1 年生ランドセルカバー配布 ○新 1 年生交通安全パンフレットの配布 ○指定通学路（変更）届出書の提出依頼	○学校緊急無線通報システムの磁界強度測定
青色防犯パトロール	○青色防犯パトロール講習会準備	○講習会 5～6 月実施予定
小規模特認校制度	○小規模特認校の情報収集	○先進地視察の調整、実施
不登校支援	○教育施設連携促進コーディネーターの新設 ・ 民間施設等へ定期訪問、施設と学校双方の連絡調整 ・ 民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、出席状況の確認 ・ 民間施設等での教育活動における子ども支援の実施 ・ 市内小中学校に、民間施設等における多様な学びの様子や利用方法等の情報提供 ・ 「市フリースクール等民間施設連絡会（仮称）」の企画及び運営（事務局担当）	○支援内容の聞き取りをもとに、訪問曜日、時間帯を設定した訪問支援計画を作成。 ○教育支援センター職員、スクールソーシャルワーカーにて、訪問支援の状況を共有し、児童生徒、保護者、学校関係者への情報提供、支援に活用。

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校給食課>

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	○学校給食費は、令和5年度より値上（20 円/食）し、公費負担により、保護者負担分を据え置きした。 ○豊科南中の給食の提供を、中部から南部給食センターに移行し4月より提供を開始した。	○令和5年度給食費 小学校 300 円/食（うち保護者負担 280 円） 中学校 350 円/食（うち保護者負担 330 円） ○移行後の順調な給食の提供に向け事業を推進する。
学校給食費会計公会計事業		○給食費の未納者を洗い出し、催告等を実施する。
各給食センター管理運営事業	○4月7日（金）より令和5年度の学校給食の提供を開始した。 ○4月12日（水）からは、新入生への給食の提供も開始した。	○所管する学校へ安全・安心でおいしい給食が提供できるように、施設及び調理環境の点検整備を随時行う。
堀金給食センター設備更新事業	○堀金学校給食センター厨房機器等更新工事に伴う事業内容やスケジュールの調整を随時行う。	○設計業務を行う業者と随時打ち合わせを進めながら設計を進める。

令和5年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和4年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布 (R4.4/22)) 2月利用者数:44人、3月利用者数:89人	
	令和5年度 美術館博物館年間予定表 発行 4月26日	
能楽教室	6月20日(火)／明南小学校、6月21日(水)／豊科南中学校 演目 土蜘蛛 出演 立命館大学能楽部、青木道喜氏(観世流能楽師)	
東京藝術大学交流事業	8月7日(月)・8日(火) 対象:豊科南中学校ほか調整中	
新進音楽家音楽会	新進音楽家オーディション 一般の部、ジュニアの部 7月2日(日) みらい	あづみの新進音楽家 コンサート 2023 12月9日(土)
0歳からのミニコンサート	第1回 井口花菜(フルート)＋高嶋真由美(ピアノ) 5月26日(金)／明科公民館 幼児連れコンサート、新進音楽家の演奏機会の創出	
日南由紀子ピアノアウトリーチ	7月4日(火)、5日(水)／堀金中学校	

文化振興総務費

事業	現況	今後の取り組み 備考
博物館協議会	令和4年度第3回 3月7日(火) 令和5年度事業について 議事録別紙	
	令和5年度第1回 5月23日(火) 令和4年度事業報告について 会場 本庁舎3階 会議室301	

文化団体補助事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
信州安曇野薪能主催 実行委員会	第32回信州安曇野薪能 期日 8月19日(土) 会場 龍門湖公園 演目 舞囃子「高砂」、能「半部」、狂言「棒縛」、半能「善界」 第1回実行委員会 4月27日(木) 協賛金依頼・入場券販売等	こども能出演(10人) 出演者募集締切 4月21日(金) 開講式 5月19日(金)

「安曇野文化」刊行 主催 刊行委員会	編集委員会 4月18日（火）	
アルプスあづみの 公園早春賦音楽祭 主催 実行委員会	アルプスあづみの公園早春賦音楽祭 5月14日（日） 穂高北小合唱部、堀金中・三郷中・穂高西中・豊科高校吹奏 楽部、安曇野市中学校リーダーズバンドによる演奏、アマリ イチのダンス公演開催（市主催）	

指定管理施設の事業

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
豊科近代美術館	常設展示、安曇野の郷土作家展(奥村光正ほか) 「画業 50 周年一瞬間 (ISSHUNKAN) の“煌めき” 中島潔令和 の心を女性に描く」(5/2～6/11)	
田淵行男記念館	常設展示「山の季節」(3/4～6/25) 那須野雅好写真展 (3/4～6/4)	
高橋節郎記念美術館 穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

博物館担当

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備考
収蔵資料整理	・収蔵庫内の民俗資料の整理 新市立博物館の整備に向けて、資料の所在や破損の有無 を確認。	
企画展	・春季企画展「わたしの野良着」 会期：3月18日（土）～5月21日（日）	
講座等	・こたつ講座（全9回） 期日：3月25日（土）（第9回） 参加者：25人 （春季企画展関連講座・ワークショップ） ・ギャラリートーク 3月18日（土） 参加者：4人 ・布ぞうりづくり 3月26日（日） 参加者：5人	（春季企画展関連講座） ・伸子針 ^{しんしぼり} で洗い張り体験 4月16日（日） ・綿の手紬コースターづくり 5月14日（日） ・ギャラリートーク 5月13日（土） ・講演会「仕事着から見た 人々の暮らし」 5月20日（土）
職員派遣等	・環境課の自然環境保護を目的とする業務への協力	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市バーチャルミュージアム	・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」と Facebook ページ「安曇野市教育委員会文化課」公開（令和3年3月1日～）	
コンパクト展示	・「臼井吉見 その人、その言葉」 会期：1月31日（火）～3月31日（金） 場所：ほりで～ゆー四季の郷 ・「安曇野の春の訪れⅡ」 会期：3月30日（木）～5月31日（水） 場所：ほりで～ゆー四季の郷	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
企画展示等	・第20回三郷美術会新春小品展 会期：3月12日（日）～3月26日（日）入館者：162人 ・長崎正道仏画展 会期：4月8日（土）～19日（水）	・人権ポスター展 4月28日（金） ～5月7日（日）
講座等		・貞享騒動基礎講座① 5月14日（日） ・水野氏と松本城下町ウォーク 5月24日（水）

文書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 公文書 49,051 点、地域資料 49,255 点 (3月末現在) (3月新規点数/公文書 255 点、地域資料 411 点)	
企画展示等	・『豊科の宝』刊行記念展示 会期：1月15日（日）～3月31日（金）	・前期企画展 開館5周年記念「残した伝えたこの5年」 5月14日（日） ～8月31日（木）

市誌編さん	・安曇野市誌編さん専門調査会（民俗部会） 資料編（豊科編）原稿 2 月末提出後、内容精査。	・民俗部会 5 月開催予定
-------	--	---------------

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
講座等	・春の講演会「極々私的な臼井吉見体験」 (講師：降旗牛朗氏) 期日：3 月 19 日（日） 参加者：88 人	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』『穂高の宝』『豊科の宝』『三郷の宝』の頒布等	・明科及び穂高の『宝』は、配布終了。 ・『豊科の宝』『三郷の宝』は、無料配布中。 ・市ホームページを通じて PDF 版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『堀金の宝』の刊行	・文化庁文化振興費補助金（Innovate MUSEUM 事業）補助金申請中。	

文化財保護係

文化財保護・保全事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	▼指定文化財の所有者・管理者が実施する文化財保護事業に対し、「安曇野市文化財保護事業補助要綱」に基づき補助金を交付予定。	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等		所有者・管理者等の高齢化が懸念されている
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科（梅干野研究室）との連携事業 ・市内神社の本殿の調査。穂高地域の神社を予定。	
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業 指定文化財の標柱の新たなデザイン	随時
文化財の無料公開	重要文化財「曾根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財（木造日光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂）」の無料公開	月一回の無料公開を実施 令和 4 年度（予定） 曾根原家 10 回 光久寺 9 回
地区の祭り実施状況調査	令和 4 年度について、調査票（アンケート）配布により、お祭りの開催状況及び中止・縮小に至った経過の把握をすすめる（調査対象：指定文化財 16 件、未指定 16 件）	調査結果を市ホームページで公開予定

文化財保存活用地域計画	策定にむけて他自治体の先行事例の研究 国の補助金の申請書を提出 庁内での調整、準備等	研究継続
文化的景観保存活用計画	他自治体の先行事例の研究及び、文化庁主催研修会への参加	研究継続

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会	随時対応
法第 93・94 条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務 ▼埋蔵文化財包蔵地照会 ▼埋蔵文化財保護協議 ・試掘調査 ・文化財保護法第 93 条（民間開発）の意見書作成 ・文化財保護法第 94 条（公共事業）の意見書作成	随時対応
公共事業協議	埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する ▼犀川砂防事務所耐震化ほか工事に伴う古殿屋敷遺跡発掘調査 ▼国道 19 号歩道線歩道設置事業	随時対応
埋蔵文化財報告書作成作業	発掘調査等で出土した遺物及び遺構の図化、記録、写真撮影等（文化財資料センター） ▼令和 4 年度埋蔵文化財調査報告書 ▼明科遺跡群明科廃寺発掘報告書	随時対応

図書館係

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央図書館 映画上映会	『梅切らぬバカ』 期日：4 月 14 日（金） 場所：みらい	次回 『ポテチ』 期日：5 月 12 日（金）

中央図書館 子ども読書の日のワークショップ	「花のポップアップカード作り」 期日：4月22日（土） 場所：みらい	
堀金図書館 短編小説を楽しむ会	【第1回】 テキストから1作品を読み合い、感想や意見を交換する。 期日：5月2日（火）～ 場所：堀金公民館	毎月1回開催
堀金図書館 工作講座	「和綴じ本を作ってみよう」 期日：5月14日（日） 場所：堀金公民館	

令和4年度 第3回安曇野市博物館協議会 会議概要

- 1 会議名.....令和4年度 第3回安曇野市博物館協議会.....
- 2 日 時.....令和5年3月7日(火).....午前10時から午前11時40分まで.....
- 3 会 場.....安曇野市役所本庁舎 4階 大会議室.....
- 4 委員出席者.....笹本委員、森本委員、宇田川委員、伊藤委員、金井委員、城戸委員、古川委員
.....(欠席者：野口委員、百瀬委員).....
- 5 事務局出席者.....山下文化課長、豊科郷土博物館兼穂高郷土資料館 原館長、豊科近代美術館
清澤館長、田淵行男記念館兼飯沼飛行士記念館 中田館長、穂高陶芸会館 小倉
館長、高橋節郎記念美術館 宮澤館長、貞享義民記念館 寺島館長、臼井吉見文
学館 平沢館長、博物館担当 逸見係長、幅主査、文化振興担当 三澤係長、塩
原主査.....
- 6 公開・非公開の別.....公開.....
- 7 傍聴人.....1人.....
- 8 会議概要作成年月日.....令和5年3月20日.....

協 議 事 項 等

○会議の概要

1 開 会 (文化課長)

2 あいさつ

3 報告・協議

(1) 他館との連携及び地域と連携した取り組みについて(資料2)

会 長 今後私たちにとって一番大事なものは博物館がどのように他館と連携していくか、にある。これまでも各年度、非常に熱心にやっていたが、さらに前に進むためには、令和5年度の計画案の前に、他館との関係をもう一度確認したい。

・各館から報告

■豊科郷土博物館

市内のみならず、県内外の主な博物館と連携をとっている。企画展の資料借用先は大町山岳博物館、小谷村教育委員会、長野県立歴史館、松本市博物館、大町市文化財センターなどである。講師は松本市考古博物館、長野市埋蔵文化財センターなどからも呼び、市内だけで完結せず、広範囲で連携を図っている。刊行物及び情報交換も行っている。昨今、紀要の発刊は非常に少なくなっている。紀要を毎年出すという形で県外を含めて情報交換をしていくことが重要である。

地域との連携は、講座、ギャラリートーク等を通して、まんべんなく各地区に話をしていくようにしている。呼ばれればどこへでも行くというスタンスでやっている。

■豊科近代美術館

当館は市内のみならず、県内外にも作品を貸出している。企画展示については、県内の美術館に依頼して、作品を借用し、展示している。特に常設の宮芳平と高田博厚の作品は、随時活用して移動展示等をしてきた。

地域との連携では、地域に展示ケースを貸し出し中核美術館としての役割を果

たしている。また、小中学校との連携は大事にしてきた。コロナ禍でも3校から300人ほどの児童生徒が来館し、作品鑑賞の授業等をした。コロナ後には充実した活動ができると考えている。豊科図書館、交流学习センターが近くにあるので、図書館では、企画展示にあわせた本の紹介をし、交流学习センターは、多目的交流ホールを展示室として活用している。

バラ園は独自の会計をとり、苗販売をしている。入場料無料のため、会計の範囲内で、財団からの補助で維持をしている。

当館の前庭は非常に広く、イベントを行いたいという希望がある。原状復帰を条件に貸し出しているが、今後もできる限り前向きに対応したい。

友の会は30年が経過し高齢化が進んできた。120名ほどの会員がいるが、全体をまとめる人材がいなくなってきた。いったん解散し新たに地域の皆さんが美術館活動に参加する形に見直していきたい。ほぼ70代以上であるので、新陳代謝させて色々な方が関われる体制にしていきたい。

■田淵行男記念館

令和4年度の土門拳展をきっかけに土門拳記念館との交流機会があった。来年度、酒田市で田淵行男の山岳写真の企画展をしたいとの申し出があり準備をしている。安曇野アートラインに参加し、出張美術館やアートライン展にも協力している。アートライン加盟館との定例会や研修をとおして情報交換を行っている。

■飯沼飛行士記念館

今年度、『豊科の宝』講座として飯沼飛行士を紹介した。積極的に講座を通して飯沼飛行士の紹介をしていきたい。今年度豊科の細萱地区と連携し、親子を対象とした記念館の見学会を実施した。市で発行している、小中学生向けの美術館・博物館パスポートも活用していきたい。

■安曇野高橋節郎記念美術館

安曇野アートラインに属し、資料の貸出、他館との情報交換を行い、出張美術館を通して作品を見ていただく機会を作っている。地域の季刊紙『安曇野文化』、文芸誌『安曇野文芸』などに学芸員が寄稿し美術館紹介に努めている。地域との連携は、学校や公民館、社協に出向き出前で沈金体験講座を実施している。地元の北穂高芸術展に協力し、毎年開催している。主屋や「南の蔵」は、地域住民の方に積極的に貸し出し、利活用していただいている。節郎氏が着彩したライアーがあるが、地域のライアー奏者や団体と連携し、コンサートを実施したほか、大学との連携で博物館実習生を受け入れた。

■貞享義民記念館

企画展示室で地元の方から資料を借用して展示している。松本市博物館や資料館からも資料を借りて展示した。絵本美術館 森のおうちお話の会による朗読会「おしゅん」は10回目を迎えた。この事業は終了するかもしれないが読み聞かせの会などに呼びかけて、継続したい。

地元の公民館、市の協働のまちづくりの事業に協力し、出張講演や出前講座を行っている。ほりで一ゆ〜にも展示をしている。企画展示室での企画を公募し、10グループに展示していただく予定である。

■臼井吉見文学館

令和3年から、当館30周年を記念して古田晃記念館（塩尻市図書館）の上條館長と連絡を取り合いながら、企画の準備を進めてきている。地域との連携は、市長公約の『安曇野』の大河ドラマ化が市民に浸透し、『安曇野』への注目が集まり、市内のみならず、松本市内で読書会が立ち上がっている所以で協力し

ている。

■穂高郷土資料館

埋蔵文化財の県宝がある館として縄文カードに取り上げられて、それを目的に多くの方が来ている。市内、松本市の講演会や公民館講座等に参加し協力している。常駐職員が不足しており限界はあるが、市内唯一の考古資料館としても今後も精一杯活動して参りたい。

・委員より意見

会 長 それぞれの組織の大きさは違うが、他館や地域との連携は非常に大事である。今後の活動をしていくためにプラスになるようなご意見をいただきたい。

友の会の高齢化の問題、地域連携のほかにも課題がたくさん見えてきた。高齢化の問題などはなかなか解決法がはっきりせず、すぐに答えが出るということではないが、ご意見いただきたい。

委 員 博物館法でもこうした連携について触れられており大変参考になった。

豊科近代美術館の友の会の高齢化の問題は、おそらく他館でも同様の問題を抱えておられると思うが、他館の事情をお伺いしたい。もう一つは、連携ということをより広くとらえると、人の動きが大切である。端的には学芸員の動き、つまり学芸員の旅費についての問題があると思う。学芸員に安定的な出張経費が与えられるか歳出の在り方にも関わってくる問題である。潤沢な出張旅費がつくとは考えられないだろうが、例えば財団として、これくらいは出張旅費に充ててよいのだ、という枠が考えられないだろうか。他の予算にどんどん切り取られていくとこうした連携にとって、足かせになると考えられる。そのあたりを工夫していただくと良いのではないか。

豊科郷土博物館 豊科郷土博物館の友の会は現在、目標会員数 300 人のうち現在 250 人である。会員には高齢の方も多く 2 階に上るのが大変。エレベーターがないから、別の施設で活動しようかということがある。一方、5 年前に子どもを対象に親子で参加する「宝探し部」を立ち上げた。定員 25 人いっぱいである。月一回、屋内外で活動をするのだが、子どもたちが関わることで 30 代など普段は関りの少ない大人が博物館に来て賑やかになる。30～40 代の層に館内を見てもらうと必ずまた来てもらえる。パスポートを持ってきてもらう。子どもが参加することによって館が良くなっていく。夏休みの草取りも参加してくれ、取り組みとしては成功している。

田淵行男記念館 確かに友の会の高齢化の問題はある。写真部会とむしの会があるが、写真部会が高齢の方が多い。むしの会は小学校 3 年生～中学生とその保護者を対象としており、毎年会員 30 組を募集し、若返りはできている。むしの会に関わるご家族は途中で抜けてしまうこともあり、メンバーの入れ替わりはあるが、活動を続けていくことで、会を維持できている。むしの会の会長を務めているが、今後は指導者の後継を育成していきたい。

高橋節郎記念美術館 友の会は当初 250 名いたが確かに高齢化の問題がある。しかし、協力体制はしっかりしており、イベントのお手伝いや大変な庭の手入れなどもやっていただき、ありがたく思っている。非常に協力的で、体制の整った団体であると思う。

白井吉見文学館 当館の友の会は、全国に 140 名ほど会員がいるが、地元の堀金の方が最も多い。新しい活動を立ち上げようとした時に、例えば補助金、助成金をもとに活動するためには新たに母体を作らなければならない。友の会はすでに団体であるので規約もある。市民の皆さんが新しい活動を始めようとした時に友の会を利活用するということできるのではないか。今までの読書会とはまた別の形で新たに活動ができると思っている。そうした方たちに向けて、こういった団体がある、とアナウンスしたら

会 長	どうか。 全体として見てみると、豊科郷土博物館の事例は非常に大事である。長野県立歴史館は市民向け古文書講座があるが年配の方向けである。若い人向けに作れないか考えている。いずれにしても、子どもたちを交えた方向に持っていく方策を練らなければならない。途中で変わっていくことがあっても良く、種を撒ける状況になっていることが大事である。もう一つ、友の会はボランティアという考え方は、市民が主人公であることを忘れてしまっている可能性がある。友の会はお手伝いだという考え方は避けたい。博物館は市民の税金で作っているの、市民が学びたいということであれば市民が学芸員になりうる。市民の学芸員が増えていく状況になれば、市民が置いてけぼりになってしまうのではないかな。そういった意味で、私どもの地域の博物館は次の時代を考えお手伝い出来ることがあればと思っている。 地域連携が重要になる。長野県立歴史館も地域連携をしているからこそ、何かと豊科郷土博物館に協力いただけないか、と相談できる体制ができている。日常のお付き合いが出来ているからこそ結果としてより良い展示ができる。 学芸員が勉強できる体制が出来ているのか。時間もお金も保証しないであれこれやれというのはとても難しい。博物館法の改正は各博物館の仕事ばかりが増えていく内容である。人数も予算も増やされていない。仕事が増えていく中で、私たちはどうしていけば良いのか、考えて意見をして行く必要がある。博物館協議会はより良い運営ができるように応援する会である。
(2) 令和 5 年度 各館事業計画について (資料 1)	
会 長	資料 1 について協議する。委員の皆さんにご意見いただきたい。
事 務 局	来年度の計画について補足説明したい。平成 27 年度から博物館構想を推進してきたが、現実的にはどういった可能性があるか、建物、予算、新しい博物館を建てるのか、既存の建物を残すか否かを、現実在即した形で再検討していく。
会 長	豊科郷土博物館は、エレベーターがない。職員は会計年度任用職員が多いという現状で、サービスが成り立つのだろうか。より博物館が良くなっていくように考えたい。
委 員	たくさんの美術館・博物館があり、周囲の人たちとともに、どう活用されていくべきか考え、知恵を出す方法があるのではないかな。故郷に戻ってきた際に、2 つの友の会に入った。友の会の活動の中で、関わっている方達がどんなものに興味があるのか、アンケートをとっているか。それについて比率、統計が出ているのかをお伺いしたい。結果が分かっているとしたら、関心のあるテーマをもとにそれぞれの館では「〇〇でお客さんが入っている」ということが言えるだろう。市民の興味が高いものは何なのか、どんな企画をしたら自分のこととして情報発信できるか、考えることができるのではないかな。学校の出前講座をする際、全生徒に年代別の人たちにとって、昔のことの良さに今の知恵に活かせるものがないか、という仕掛けを試してみた。具体的に日常生活の中で「うちのおばあちゃんがこんなことができるのか」と知る機会になる。高齢者も現役世代も、子どもとの関わりでリアルなテーマをやってみると良い。読み聞かせをした時に、昔のテーマを投げかけてみると、世代を超えて共通テーマがあると分かった。
会 長	各美術館・博物館は興味の対象としてどんなことが挙げられるのか、来館者に対するアンケートをとっているか、3 点程、挙げていただきたい。
豊科郷土博物館	1 階の常設展示、2 階の企画展示とアンケートをとっている。特に、戦争展は反響を呼んだ。子どもたちのアンケートから出したものが話題になって、次に何を取り

	上げたいか検討し、動物を見たいという意見があったので、剥製を展示したいと考えている。
豊科近代美術館	企画展ごとにアンケートをとっている。館の方向性に対して厳しいご意見もあり、親身になって考えていただいている。友の会アンケートをとったが、回収率が30%である。部会ごとでいうと、絵画部は施設で絵が描けて、年に2回発表ができることが良いという意見があった。人気なものは、ひな人形の講座である。バラ園については、長年の趣味を生かしていただいていたが、ノウハウをつなげていくことが課題である。
田淵行男記念館	アンケートは実施している。田淵が36冊の本を出していることもあり、山岳写真、昆虫生態、細密画、雪形、カメラ作品などへの興味がわかっているほか、館の立地による雰囲気、湧水地があるので、場としても肯定的なご意見がある。
飯沼飛行士記念館	アンケートの満足度をは「とても良かった」が100%である。常設展を見る方に対して丁寧な説明をしていることが、高評価を受けている。
穂高陶芸会館	当館は展示よりも作陶を目的とした利用者が多い。小さい時に土に触れたという記憶、創作意欲が湧くなどの意見がある。作陶を目的にした友の会は100人ほど会員がいるが、人数を制限しているほど人気がある。
高橋節郎記念美術館	アンケートは常時行っている。作品については98%が良かったと回答している。作品の他に、主屋などの建物、環境が良いという方が多い。来館のきっかけは、インターネットで見たという人が圧倒的である。雑誌からという人もいる。クレームとしては、照明が暗い、作品のガラス面の反射が気になるというご意見があった。
貞享義民記念館	友の会はない。アンケートでは、貞享騒動に特化した館であるため、貞享騒動にもっと多くの人が馴染んでほしい、地元の歴史を勉強したい、当館で行っている活動をもっと広げてほしい、という意見が多い。リピーターの方は少ないが、松本市の義民塚を見てきた方などもおり、県外からも応援してくれている方がいる。
白井吉見文学館	当館に対するご意見としては、講演会の内容や、講師についての希望が多く寄せられる。
会 長	館の側は、アンケートの通りにはとてもできない。企画は、1～2年の計画でやっていかないといけないので、時代にあったもの、学芸員がどのようなものを企画したいのかが大事である。アンケート結果に応じていくのは難しい。その向こうをどのようにしてやっていくかを考えたい。
委 員	豊科郷土博物館の機織り講座は親子のみならず、ニーズはあるのでは。どうしたら継続性のあるものになるか。できた作品を展示、発表する機会があっても良い。今あるものでも十分工夫していくことはできるのではないか。
豊科郷土博物館	機織りは鐘の鳴る丘集会所にあり、5台しかない。指導者は友の会の会員である。染めの体験もやっており、藍染などで手拭いやTシャツなど友の会がボランティアでやっている。子ども向けの講座も友の会にやってもらっている状況。
会 長	鐘の鳴る丘集会所の2階は拝見したが、予算のない中で非常に良くやってくれている。
委 員	中高美術部展について、14回目ということであるが、生徒にとって自作が美術館に展示されるというのは想像以上に得難い経験である。かつて市外の生徒も入れたということだが、なぜ、市内の生徒限定にしたのか。
豊科近代美術館	部屋数が限られている。松本市に声をかけたこともあったが、各学校の出品点数が限定されてしまうことになるので、市内の生徒対象という原点に戻った。コロナの影響もあって、生徒自身の展示作業は行わず、職員だけで展示作業をした。この負担も考えてのこと。
委 員	対話型鑑賞指導の継続とあるが、どのようなことをやっているのか。研究会に市民

豊科近代美術館	は参加できないか。監視員をした経験があるが、展示室にいると質問されることが多くあった。「私は監視員だから・・・」という回答をしなくなかった。市民学芸員のような形を目指したいという思いもある。
会 長	対話型の良さというのはどう感じたかが大事で、グループ内でやるのが本来は効果的。友の会の鑑賞会もあるが、解説を聞きたがるという傾向がある。
委 員	鑑賞の研究会に、一般市民が入れないか、市民も一緒になってできないか、検討していただきたい。
委 員	陶芸会館の客層の対象が若者に向いている。市民の多くは高齢者である。盆栽の植木鉢を作る、植木鉢だけのコンクール、植木としてのコンクールなどもできるのでは。高橋節郎記念美術館の、“そば猪口のコンクール”は面白い。継続するのは難しいだろうが、多くの人が集まる企画だろう。新市立博物館構想を再検討することであるが、これまでの計画は御破算になったということか、それとも積極的なものなのか、消極的なものなのか。
会 長	以前に博物館を作るということで、われわれで博物館構想の報告書まで作ったのにも関わらず、現在建設には至っていない。 博物館を作っていくためには、若い芽を育てていくことが重要であるのだが、ここに対する力の入れ方がどうしても弱い。
委 員	それぞれの美術館・博物館が非常に頑張っていると感じる。広報誌に出た会計年度任用職員の募集欄に、学芸員があった。民俗、自然の学芸員が採用されることは、とてもありがたいと思うが、雇用、待遇の安定、身分が保障されなければならない。自然系の学芸員は特に望まれる。子どもたちの提案で動物展に取り組んでももらえるのは嬉しい。自然の豊かな安曇野で、自然の展示がぜひほしい。環境課で生物調査、展示、まとめ、記録をされているが、連携をとって展示し、市民が学べる機会があった方が良いのでは。レッドデータブックの改訂とも連携してはどうか。市民学芸員は、松本市、茅野市が市民研究員に継続的に取り組んでいる。自然史関係もある。資料に標本の種の同定、整理作業とあるが、誰がやっているのか。養成講座などを作るのはどうか。
会 長	会計年度任用の制度は、継続性のないものである。一年更新で専門性を持ってきちんとやっているとは言えない。これだけの仕事をこんな給料でやってもらっている、ということがある。一気に採らなくても、一人ずつでも採用していって、一人でも多くの専属学芸員を望む。現状は非常に厳しく、これだけの仕事を会計年度任用職員に負ってもらっているという状態。新市立博物館構想では、しっかりした学芸を求めたい。
委 員	ここ最近では横のつながり、特に研修などはオンラインミーティングの研修が進んできた。ここにしながら東京の研修が受けられるのはメリットである。こうしたことを活用できたらと思う。子ども向け web ブックのパンフレットを拝見した。地元の学校と連携するのであれば、地図に学校の位置があっても良いのではないか。時期的に、防災のことが頭をかすめる。大町山岳博物館の事件は、穏やかな地域に強盗が入り重たいケースをもっていかれた。防犯も考えていかなければならない。
会 長	災害時にどう動けるかの問題はまだきちんと具体化していない。警備は入っているが、一般的に、資料は収集、保存、調査、研究、展示が主であるが、保存については極めて重要な課題である。
委 員	予算のことで伺いたい。令和4年度に比べて予算総額、人件費が減っているのはなぜか。館の10周年記念事業にも関わらず、謝礼がなし、学芸による作品の運搬となっている。作家への対価がないということが明記されているはきついのではないか。

豊科近代美術館	令和４年度は日展があったために、何年かの計画の中で予算が大きく位置付けられていた。
高橋節郎記念美術館	企画展で収支をとると、作品を借用することにより基本はマイナスになる。収支をここであわせるのは難しい。収入にあった支出を入れる。有名な方ではないという趣旨の特別展であるので仕方なくそのようにしている。
委 員	芸術家の労働環境が大変な状況になっている中で、こうしたところは非常に気になる。貞享義民記念館について、旅費の内訳が通勤費となっている。研修旅費は計上されていないということか。
事 務 局	会計年度任用職員には報酬、期末手当、通勤費をお支払いしているが、旅費に出張費を計上するためには、例えば文化庁などの研修は年度が明けてから募集されることになるので、予算に入れることは難しい。
会 長	美術品を運ぶのに、美専車が使えないという状況である。展覧会は良い作品を集めて来ることに意義がある。会計年度任用職員だから、ということではなくて、学芸員を少しでも良い環境に置いて、いきいきと働いてもらいたい。博物館は今後どうするのか、旅費も含めて、学芸員の待遇は、ボランティアで成り立っていくのか、新市立博物館構想の見直しの中で検討した方が良い。しっかりした博物館を作るためにはきちんとした学芸員を置いてもらいたい。地域の人たちが誇りを持って生活するには、博物館・美術館がきちんとしていることが重要になる。ついては、地域がどうなっているのか、博物館・美術館がどのような役割を果たせるのか、ここできちんと議論していきたい。
4 閉 会	以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

令和4年度 第3回安曇野市図書館協議会 会議概要

1	審議会名	令和4年度 第3回安曇野市図書館協議会
2	日 時	令和5年3月9日 午後1時30分から午後3時12分まで
3	会 場	安曇野市穂高交流学習センター 多目的交流ホール
4	出 席 者	竹内委員、初谷委員、古川委員、黒澤委員、鈴木（健）委員、鈴木（研）委員、杉本委員、望月委員、西村委員
5	市側出席者	山下文化課長、宮澤中央図書館長、金子豊科図書館長、富田三郷図書館長、伊藤堀金図書館長、青木明科図書館長、奈良澤課長補佐、松田主任
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	1 人
8	会議概要作成年月日	令和5年3月17日

○会議の概要

- 1 開会 （議長）
- 2 あいさつ （山下課長）
- 3 協議事項
 - (1) 令和5年度安曇野市図書館事業計画（案）について
 - (2) その他
- 4 その他
- 5 閉会 （議長）

3の協議事項概要

議 長 「令和5年度安曇野市図書館事業計画（案）」を事務局よりお願いしたい。

○事務局より説明

事務局 資料1、資料2を説明

○資料2に対する補足質疑と回答

事務局 資料2のうち、「1-(3)-③」の質疑の補足をお願いしたい。

委 員 昨今ネットフリックスや、動画配信サイトが流行っている。時代にあった上映会のやり方があるのではないかと。そういった事も今後見据えながら、どちらかというと安曇野図書館で上映するのは教育の一環とすれば、郷土紹介や、安曇野の文化の継承にまつわるような記録があれば、こういうものに視点を切り替えながらやるのではないかなと思ひ質問をした。

事務局 購入しているDVDの2次的利用として上映会を開催し、図書館の職員で行っている。他館の春休みや夏休み中の子ども向けの上映会は、昼間に開催しているが、中央図書館の場合は月に1回、平日の夜の6時半となっており、みらいの音響照明スタッフにも手伝って頂きながら上映している。以前は月に2回開催していたが上映権付のものが多く確保できなくなり、月1回にさせて頂いた経緯がある。

インターネット上のサブスクリプション関係のサイトを活用してといったお話であったが、そのような環境になっているお宅や、契約をすることができご家庭であればよいが、ご高齢の方たちであれば難しい。サービスの的には、だれ一人取り残さないといったことを

考えながら、勿論最先端の事もとりにいれながら考えていくという事も必要だと思う。

郷土資料の活用という意味では、著作権の処理さえしてあるもので上映できるのであれば、計画を立ていきたい。

事務局 資料2のうち、「2-④」の質疑の補足をお願いしたい。

委員 文化課の中には、プラットホームがある。図書として、生のフィールドワークを行うとか、田淵記念館の行事の中にあるが、自然観察をおこなうなど。具体的掲げると、これだけ広い地域で各図書館や公民館活動などで取り組みとして、子どもばかりではなく親子の接点になるよう、もう少し図書館も積極的に考えたらどうか。

事務局 フィールドワークとして、自然を活かしてと言う事ではずれているかもしれないが、県内で2～3館が今までにウィキペディアタウンという催しを行ってきた。今文化課でもフィールドワークを行っており、生涯学習の方でも開催している。図書館としてどのような立ち位置で行うか、また検討させていただきたい。

委員 昔話の中で、今の生活の実感と繋がるような場を積極的に作って、大人と子供と一緒に参加するような事に利用できないかと思っている。

事務局 本の世界と現実の世界で生涯学習的な事に繋がればということで、また考えていきたいと思う。

○資料全体に対する質疑と回答

議長 事前質問をされていない方、事前質問を上げたが納得できないというような方、あれば挙手をお願いしたい。

委員 市民ワークショップについて、市民の図書館に対する意見を汲み上げるという点では、ワークショップにこだわらなくても良いという事もある。例えばツイッターを開設し、そこへ市民が意見を寄せるとか、高齢でそういった手段を利用できないという方もいる。図書館の窓口で誰でも要望・意見を書き込める用紙を置き、意見を出してもらう。それについて図書館の側で、月に1回発行している広報等に意見を載せることを考えてみたらどうか。市民との意見のやり取りを、色々な方面から市民の意見を汲み上げて対応していくといった、そういった活動の一環としてワークショップというのもあると考えて頂いたらと。

議長 事務局からお答え頂きたい。

事務局 ワークショップにこだわらなくてもよいのではないかというご意見であるが、現在図書館の中にご意見いただく用紙があり、回答が必要な場合は回答をしている。この度ご意見をいただいた、図書館だよりの方に出してというようなことは考えていなかったので検討したい。

議長 2番目の質問をお願いしたい。

委員 5ページ目の③の上映会について、ネットで映画などを観られない世代を考慮して継続しているという事であるが、今、上映会は平日の夜に行っている。そうすると高齢者は出にくい時間となるため、土曜日とか日曜日の昼間にやっていただければ、親子で参加するなどできるのではないか。また、平均何人参加され、どういう年代が多いかといったデータはあるか。

議 長 事務局の方で答えることができればお願いしたい。

事務局 確かに土日の昼間だと来ていただく機会は多くなると思うが、夜のこの時間は要望をいただき、以前より 30 分早くなっている。上映時間の定着はしているため続けていきたい。春と夏休みの上映会については、検討させていただきたい。

参加者については、中央館の毎月 1 回開催している上映会は、多い時で 25 名、平均すると 15 名くらいかと思う。各館の上映会については、館長に回答をお願いしたい。

館 長 豊科図書館では 2 度上映会を行っており、今年は 4 月に児童向け、11 月に一般向けで、50 名の予定だったが 30 名近く来ていただいた。毎年 2 度目の一般向け上映会は、非常に多くの方に参加していただいている。児童の方は、大きな銀幕で観る事が少ないので、椅子に座りながら広いところで観るとというのが非常に嬉しいというご意見を頂いている。

事務局 よろしいか。

委 員 高齢者とか年配の人たちに来ていただくことを考えているのであれば上映時間を柔軟に平日の夜に固定しないではどうか。定着していても来ることができない人も定着してしまう。そういう可能性もある訳であるから、映画の内容にもよるかもしれないが、もう少し柔軟に考えて時間帯を変えてやってみたらどうか。

確かに大きなスクリーンで、みんなで観るとというのがよい。今テレビでも見ることができるが、大画面で音響効果がよくて共感しあうということが、子どもにとっては非常に大事な経験だと思う。安曇野市は映画館がないので、そういう機会を設けるということは意味がある。できるだけ多くの人に参加できるような時間帯で柔軟に対応できるよう要望したい。

議 長 事務局。

事務局 先ほどの豊科図書館で補足させて頂くと、上映会は、土・日曜日に開催している。他の市内の図書館の上映会についても、だいたい土・日曜日である。中央館だけが月に 1 回の上映会を夜行っており、ターゲットとしては、勿論来てくださる方は高齢者の方が多いが、働いて帰ってきたその足で図書館に寄っていただきたいと考えているためこの時間にしている。昼間は来館できない年齢層の人に、夜だから来ることができるという環境を提供したいということもある。ご意見いただいたので検討はしたいと思うが、分館と中央館とのすみ分けもしつつ計画していくという事でご理解いただきたい。

議 長 他にご意見ある方、挙手お願いしたい。

委 員 図書館利用者カードの推進事業であって具体的な実施事業ではないという指摘である。計画書のスタイルとして、団体の理念、方針、推進、最後は実施でどうやっているか。一連の流れだと思うが、推進事業には入れたが事業計画には反映させていないというのは、やはり計画はこう述べてそれを実行してどう評価するかということである。折角推進事業の中に入れてあるのであれば、具体的な実施事業の中に入れて欲しいと思う。利用者カードよく使っているが、最近「ぼぼん」のキャラクターなども入って色々アイディアを出して見直しがされているし、またデジタル図書館との登録との兼ね合いで、一括利用者カードとの有機的なつながりができるなど、色々検討課題があって極めて事務的な話ではないような気がする。年度毎節目を立てて、今年度はこう取り組むとすれば

有言実行になるのではないか。

議 長 今の件について事務局から。

事務局 この件については再度検討させていただく。

委 員 資料3について、最初の利用者統計の中で、ID の件数を市町村別にまとめているが、対象は在住、在籍、在学込みになっていて、私も実際に登録しているが、在住のみでも登録していればダブらないと思うが、在住と在勤が違えばダブってしまうのではないか。

議 長 事務局。

事務局 そこに住んでいる方が、その市町村の図書館に登録するか、あるいは県立の方にネット上で登録するのかのどちらかしか取れないような形になっている。ここでいう在勤、在学は、県境の方たちがほとんどである。安曇野市にはあまり、在勤在学の人は居ないと考えている。例えば県を越えて長野市に来ている方などを想定しているが、基本的には、その住んでいる市町村で手続きをするため、ダブリはないよう、ID の取得は必ずひとり 1 ID ということは規則にある。転勤等でよその県に転出した場合は、登録した館で申請を出してもらい、使えないようにする手続きになっている。例えば安曇野市から松本市に移った場合は、安曇野市の登録をまず抹消し、松本市で手続きしなければならないことになっているので、ダブリはないと考えている。

議 長 他には。

委 員 リアルの図書館とデジタルの図書館のすみわけの事について教えてほしい。デジとしょ信州は、無償でアクセスできる環境とあるが、これはリアル図書館にプラスアルファとして考えればいいのか。地域の図書館との連携等々といった話があるが、電子図書館で買うからリアル図書館では買わなくなるのか。ベストセラーや明らかにみんなが借りることが分かっているものが出てきたときに、それはデジタルとリアルでは、どのようにすみ分けをするのかが気になる。

議 長 事務局。

事務局 デジタルになっているものについては、本当に一握りだと思って頂いた方がよい。デジタルにしかないものもある。運営委員会に選書部会があり、児童書、一般書とも選書している。傾向としては児童書を積極的に買っており、一般書は実用書が多く感じられる。郷土資料については、これから各自治体で電子化したものを上げていくことになっており、他の市町村の郷土資料もデジとしょ信州で読めるようになるため、本自体が無くても活用ができる。また、契約している業者は、英語の教材が充実しているアメリカの会社であるため、学校で学習に活用していただける。

委 員 ダブリが無いようにという選書も、県内市町村全体ではなかなか難しい。

委 員 私も文学はリアルの方で、実用書の方はデジタルでよいのではないかと思う。将来的にもそういう方向になっていくのか。将来的なすみわけの形は？

事務局 選書には選書基準がある。部会の人が変わってもぶれないような形になっている。これから先5年間の事業となっており、許諾を受けている著作から選んでいく。実用書が多ければ、必然的にそのような選書になっていくと思われる。

委 員 選書には地域の図書館は関わるのか。

事務局 選書部会には、各市町村から何人か出ており、まず第一段階として市町村で選書を行い、選定されたものを選書部会にあげて最終的に購入決定していくため、選書には参加をしている。

委員 学校図書館の関係で随時登録を行っていくということであるが、学校図書での登録なのか。

議長 回答願いたい。

事務局 団体での登録が著作権の関係でできないため、あくまでも個人登録になる。個人登録の場合は安曇野市の利用登録をしていただき、電子図書館の ID を取得することになるため、2段階のステップがある。学校は学年であったりクラス単位であったりするが、今のところ申出いただいている小学校があり、3月の段階でデジとしょ信州の ID 発行まで行えるよう頑張っている。

委員 意見として。ツイッターについて、公式アカウントを図書館で取られたということでもいいことだと思うが、ハッシュタグをつけて登録すると検索がすごく引っ掛かりやすくなると思う。今までは安曇野市のツイッターでは、できなかったと思うが、いろいろなハッシュタグを付けることで、ますます広がっていくのではないかな。

事務局 ハッシュタグについては積極的につけていたはずであるが、更に検索できるよう工夫していきたい。

議長 まだご意見をお聞きしたいところであるが、次に進めたい。
本来ここで館長に、発言いただくところであったが、自館の都合上省略させていただく。では、議題の（２）その他について事務局から何かあればお願いしたい。

事務局 特にその他なし。

議長 では4番のその他で何かあればお願いしたい。

事務局 課長の挨拶の中にもあったとおり、感染の予防策の緩和という事で、マスクの話が出ていたが、3月13日以降の対応について委員の皆さんに知っておいていただこうと思い、お時間いただく。安曇野市の図書館は3月13日以降5月7日の5類に下がる前までの対応として、マスクの着用については利用者さんには求めず、職員についてはマスク着用在基本としていくこととなった。特にイベントでは、おはなし会は演者が大きな声で絵本の読み聞かせとかをするため、心理的な事も考慮してマスクを着用させていただく。また、ものづくりなどの参加者同士や職員の接触のあるイベントについては、引き続きマスクを着用して開催していきたい。

閲覧席の除菌は、現在定期的に職員が除菌作業をしているが、それを中止し、通常どおりにする。朝夕夜の開館前、閉館後には必ず拭くような運用になるということでご理解いただきたい。本の除菌については、コロナになる前から課題となっていたことであるため継続する。また、本の中までは除菌ができないため、来館者には手指消毒を基本とし、入館時と、お帰りになる際は手指消毒をお願いするような方向で対策を取りながら進めいきたい。ご不明な点等あったらお問い合わせいただければと思う。

飛沫防止シートについても、取ってしまえばよいのではという利用者の方もいるが、飛沫防止シート、ジェットタオルについては本庁舎や市内の施設と足並みを揃えて対応し

ていく。

議 長 以上で本日予定していた協議内容はすべて終了となる。これをもちまして本会を閉じさせていただきます。

以上

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《子ども家庭支援課》

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども・子育て支援事業		5月11日（木） 第1回子ども子育て会議

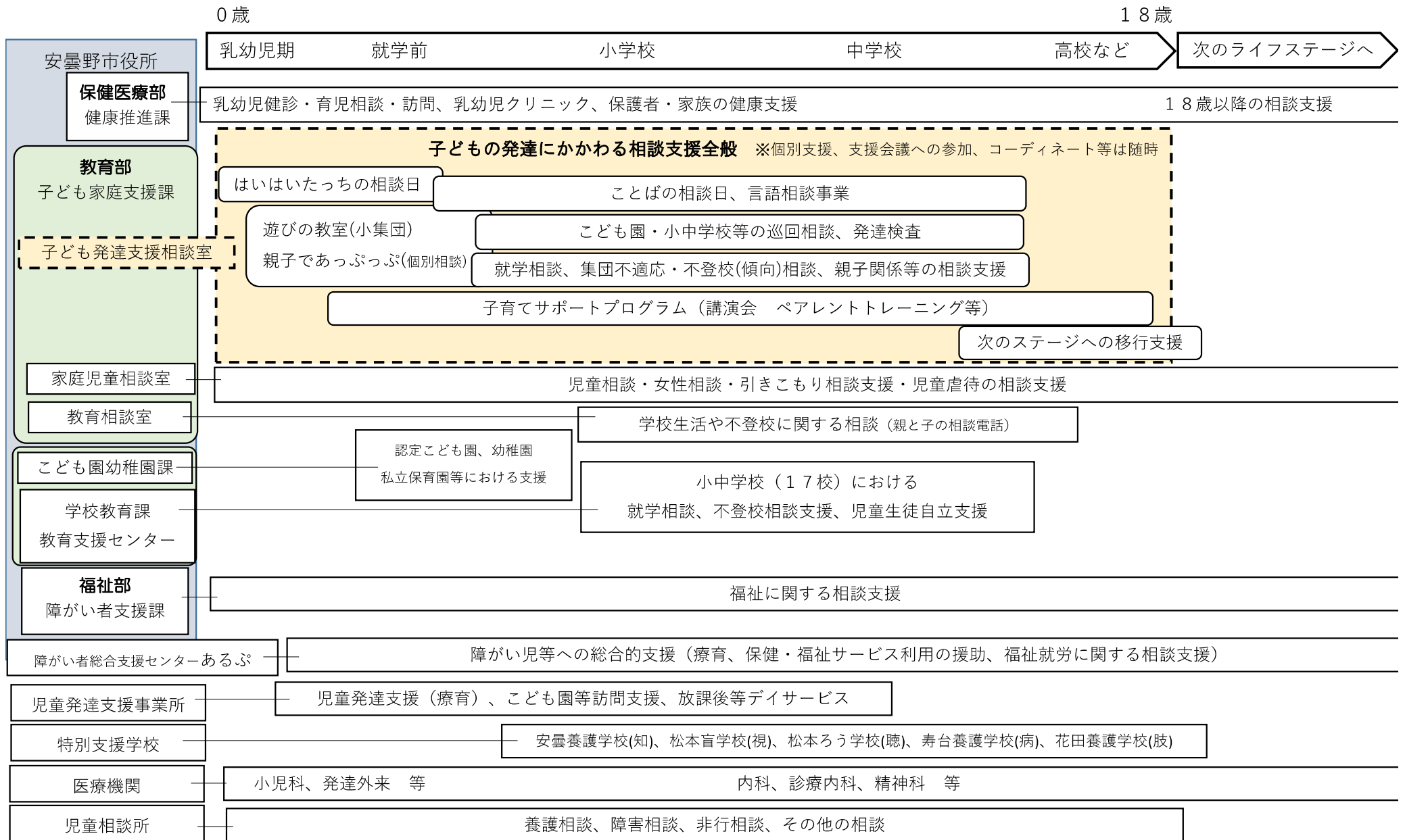
児童青少年係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
青少年センター		4月28日（金） 青少年センター運営委員会
青少年体験事業	4月16日（日） 市子ども学芸クラブ入会式	5月下旬 江戸川区花火（8月）、真鶴町交流事業（8月）参加者募集開始
子ども会育成会	各地域子ども会育成連絡協議会 4月4日（火）堀金 6日（木）豊科 7日（金）三郷 11日（火）明科 12日（水）穂高 4月17日（月） 市子ども会育成会連合会総会	5月8日（月）まで 均等割補助金申請、安全共済会加入申込 5月26日（金）まで 活性化補助金申請
わいわいランド	4月21日（金）まで 参加者募集	5月9日（火）、12日（金） 幼児安全法講習会、スタッフ会 5月中旬以降 順次、活動開始
児童館・児童クラブ		5月9日（火）、12日（金） 幼児安全法講習会（わいわいランドスタッフと合同受講）

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
【子ども発達支援相談室】 相談・支援事務についての周知	○ 相談室の案内資料の配布や資料送付（市内公立19園・認可園11園・市内小中学校17校・全地区児童館9館・けやき教育支援センター等）	○5月中旬までには実施予定
【子ども発達支援相談室事業】 ○遊びの教室	○ 遊びの教室は今年度70回開催予定 （体・知覚・社会性を育てる） 4/10（月）から開始	*別紙資料
○ふれあい教室「親子であっふっぷ」	○ふれあい教室は今年度45回開催予定 （運動面以外の個別支援） 4/12（水）から開始	
○はいはいたちの相談日	○はいはいたちの相談日は今年度21回開催予定 （理学療法士による個別相談） 4/14（金）から開始	

安曇野市 要支援の子どもの支援体制



令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《こども園幼稚園課》

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
一時預かり保育事業	未就学の児童において、一時的に保育が必要な時（お仕事の都合、冠婚葬祭、ご家族の通院、その他私的な理由を含む）に認定こども園にてお子さんをお預かりする事業 【実施園】 豊科南部認定こども園 アルプス認定こども園 有明の森認定こども園 北穂高認定こども園 三郷南部認定こども園 堀金認定こども園 明科南認定こども園 1 カ月 15 日を限度とする	1. 登録 主に利用する予定の園に登録 2. 利用希望日申し込み（前月の 25 日まで） 3. 利用 ※4月9日より開始
土曜保育	土曜日についても保育の必要なお子さんに対し保育を行う 3園に集約して行う 【実施園】 南穂高認定こども園 有明あおぞら認定こども園 三郷北部認定こども園	事前に登録を行う ※保育料はかからない

報告第 5 号	教育長
令和 5 年 4 月 25 日提出	

タイトル	教育長報告
決定を要する事項の内容	
要旨	
<u>報告第 5 号は、自治体の実施機関等の内部における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件であるため、非公開といたします。</u>	

報告第 6 号	教育部 子ども家庭支援課
令和 4 年 4 月 25 日提出	(課長)山越 寿彦 (担当係長)古畑 瑞恵

タイトル	安曇野市子ども会育成会連合会常任委員の推薦について
報告を要する事項の内容	上記常任委員を推薦したことを報告するもの。
要旨	4 月 17 日に開催された安曇野市子ども会育成会連合会総会において連合会会則が改正され、常任委員の選出について新たに「安曇野市教育委員会の推薦する者」が加えられました。 これにより下記の 3 名を安曇野市子ども会育成会連合会常任委員に推薦しましたので報告します。
説明	1 安曇野市子ども会育成会連合会会則（抜粋） （常任委員） 第 4 条 連合会に常任委員を置く。 2 常任委員の定数は 15 名以内とし、地域協議会役員及び安曇野市教育委員会の推薦する者の中から選出する。 （1）地域協議会役員は、その地域の協議会会則によって選ばれ、地域協議会会長及び副会長が常任委員となる。 （2）安曇野市教育委員会の推薦する者の中から 5 名以内。 2 任期について 常任委員に任期はないが、地域協議会役員は各地域協議会会則で 1 年（再任は妨げない）となっている。 3 推薦した者 池田 安宏 （安曇野市社会教育委員、人権教育推進委員、元学校長） 鈴木 桂子 （安曇野市民生児童委員・主任児童委員、元学校長） 曾山 光恵 （元育成会事務担当）